

# 有価証券報告書

(第92期) 自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日

この書類（このページ及び目次を含まない）は、E D I N E Tで提出した元データを出  
力したものに、当社が独自に目次を付したものです。

（E D I N E Tの閲覧から出力したものではありません。）

森永乳業株式会社

(E00331)

# 目次

【表紙】	1
第一部【企業情報】	2
第1【企業の概況】	2
1【主要な経営指標等の推移】	2
2【沿革】	4
3【事業の内容】	5
4【関係会社の状況】	7
5【従業員の状況】	9
第2【事業の状況】	10
1【業績等の概要】	10
2【生産、受注及び販売の状況】	11
3【対処すべき課題】	12
4【事業等のリスク】	14
5【経営上の重要な契約等】	15
6【研究開発活動】	16
7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	19
第3【設備の状況】	21
1【設備投資等の概要】	21
2【主要な設備の状況】	22
3【設備の新設、除却等の計画】	26
第4【提出会社の状況】	27
1【株式等の状況】	27
(1)【株式の総数等】	27
(2)【新株予約権等の状況】	28
(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】	47
(4)【ライツプランの内容】	47
(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】	47
(6)【所有者別状況】	47
(7)【大株主の状況】	48
(8)【議決権の状況】	49
(9)【ストックオプション制度の内容】	50
2【自己株式の取得等の状況】	52
3【配当政策】	53
4【株価の推移】	53
5【役員の状況】	54
6【コーポレート・ガバナンスの状況等】	58
(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】	58
(2)【監査報酬の内容等】	64
第5【経理の状況】	65
1【連結財務諸表等】	66
(1)【連結財務諸表】	66
①【連結貸借対照表】	66
②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】	68
【連結損益計算書】	68
【連結包括利益計算書】	69
③【連結株主資本等変動計算書】	70
④【連結キャッシュ・フロー計算書】	72
【注記事項】	74
(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)	74
(会計方針の変更)	76
(未適用の会計基準等)	76
(表示方法の変更)	77
(追加情報)	77
(連結貸借対照表関係)	78
(連結損益計算書関係)	79
(連結包括利益計算書関係)	81
(連結株主資本等変動計算書関係)	82

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)	84
(リース取引関係)	85
(金融商品関係)	87
(有価証券関係)	90
(デリバティブ取引関係)	92
(退職給付関係)	94
(ストック・オプション等関係)	96
(税効果会計関係)	102
(資産除去債務関係)	103
(賃貸等不動産関係)	103
(セグメント情報等)	104
【セグメント情報】	104
【関連情報】	106
【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】	107
【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】	107
【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】	107
【関連当事者情報】	108
(1株当たり情報)	108
(重要な後発事象)	108
⑤【連結附属明細表】	109
【社債明細表】	109
【借入金等明細表】	110
【資産除去債務明細表】	110
(2)【その他】	111
2【財務諸表等】	112
(1)【財務諸表】	112
①【貸借対照表】	112
②【損益計算書】	115
③【株主資本等変動計算書】	116
【注記事項】	118
(重要な会計方針)	118
(会計方針の変更)	119
(追加情報)	119
(貸借対照表関係)	120
(損益計算書関係)	121
(有価証券関係)	121
(税効果会計関係)	122
(重要な後発事象)	123
④【附属明細表】	124
【有形固定資産等明細表】	124
【引当金明細表】	124
(2)【主な資産及び負債の内容】	125
(3)【その他】	125
第6【提出会社の株式事務の概要】	126
第7【提出会社の参考情報】	127
1【提出会社の親会社等の情報】	127
2【その他の参考情報】	127
第二部【提出会社の保証会社等の情報】	128
連結／当年／監査	129
単体／当年／監査	131

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成27年6月29日
【事業年度】	第92期(自平成26年4月1日至平成27年3月31日)
【会社名】	森永乳業株式会社
【英訳名】	Morinaga Milk Industry Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 宮原道夫
【本店の所在の場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	財務部経理課長 町田勝重
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝五丁目33番1号
【電話番号】	03(3798)0116
【事務連絡者氏名】	財務部経理課長 町田勝重
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

##### (1) 連結経営指標等

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	583,019	578,299	591,197	599,273	594,834
経常利益 (百万円)	18,746	13,187	10,551	12,395	8,232
当期純利益 (百万円)	6,164	4,608	5,016	4,839	4,164
包括利益 (百万円)	8,908	5,635	6,133	6,899	7,416
純資産額 (百万円)	110,310	113,935	116,750	120,959	125,286
総資産額 (百万円)	348,394	366,190	368,498	360,578	383,357
1株当たり純資産額 (円)	434.37	449.35	469.07	486.84	502.36
1株当たり当期純利益金額 (円)	24.57	18.39	20.04	19.60	16.86
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	24.52	18.34	19.98	19.54	16.81
自己資本比率 (%)	31.3	30.8	31.4	33.3	32.4
自己資本利益率 (%)	5.9	4.2	4.4	4.1	3.4
株価収益率 (倍)	12.1	17.7	14.3	16.9	27.0
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,913	23,342	21,055	21,946	8,543
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△17,388	△14,221	△13,312	△15,930	△17,642
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△15,959	△2,889	△6,859	△18,211	12,887
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	10,101	16,336	17,305	7,080	11,105
従業員数 (名)	5,627	5,639	5,712	5,664	5,649
[外、平均臨時雇用者数]	[2,844]	[2,751]	[2,617]	[2,435]	[2,244]

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
売上高 (百万円)	444,593	437,330	446,218	443,640	444,371
経常利益 (百万円)	13,607	8,701	5,977	7,050	3,471
当期純利益 (百万円)	4,287	2,654	2,394	3,327	1,668
資本金 (百万円)	21,704	21,704	21,704	21,704	21,704
発行済株式総数 (株)	253,977,218	253,977,218	253,977,218	253,977,218	248,977,218
純資産額 (百万円)	78,916	80,649	80,977	83,787	83,270
総資産額 (百万円)	288,661	304,178	310,518	304,633	319,950
1株当たり純資産額 (円)	314.22	321.05	327.11	338.44	336.22
1株当たり配当額 (円)	7.00	7.00	7.00	7.00	7.00
(内1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	17.09	10.59	9.57	13.47	6.75
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	17.05	10.56	9.54	13.43	6.73
自己資本比率 (%)	27.3	26.5	26.0	27.4	26.0
自己資本利益率 (%)	5.6	3.3	3.0	4.0	2.0
株価収益率 (倍)	17.4	30.7	30.0	24.6	67.6
配当性向 (%)	41.0	66.1	73.1	52.0	103.7
従業員数 (名)	3,092	3,091	3,122	3,123	3,078
[外、平均臨時雇用者数]	[738]	[726]	[689]	[691]	[633]

(注) 1 売上高には消費税等は含めておりません。

2 従業員数は、就業人員数を表示しております。

## 2【沿革】

当社は、大正6年乳製品の製造販売を主たる事業目的とする日本煉乳株式会社として設立されました。その後森永製菓株式会社との合併分離を経過して、昭和24年、現在の森永乳業株式会社が設立されました。

昭和42年10月、生産販売一体の実をあげるため森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け今日に至っておりますが、当社を含め企業集団に係る概要は次のとおりであります。

西暦	年月	概要
1917年	大正6年9月	日本煉乳株式会社設立
1919年	〃 8年5月	小缶煉乳森永ミルクを発売
1920年	〃 9年7月	森永製菓株式会社と合併し、同社畜産部(後に煉乳部)となる
1921年	〃 10年11月	森永ドライミルク(育児用粉乳)を発売
1927年	昭和2年9月	森永製菓株式会社煉乳部を分離し、新たに森永煉乳株式会社設立
1929年	〃 4年12月	森永牛乳を発売
1933年	〃 8年9月	森永チーズを発売
1937年	〃 12年7月	森永ヨーグルトを発売
1941年	〃 16年5月	森永煉乳株式会社を森永乳業株式会社に改称
1942年	〃 17年10月	森永製菓株式会社と合併
1943年	〃 18年11月	森永製菓株式会社を森永食糧工業株式会社に改称
1947年	〃 22年6月	森永アイスクリームを発売
1949年	〃 24年4月	森永乳業株式会社設立
1954年	〃 29年9月	東京証券取引所に株式上場
1957年	〃 32年4月	東京工場を開設
1959年	〃 34年4月	阪神工場(現近畿工場)を開設
1961年	〃 36年4月	クリープ(粉末クリーム)を発売
1966年	〃 41年1月	名古屋市乳工場(現中京工場)を開設
1966年	〃 41年2月	東京多摩工場を開設
1967年	〃 42年10月	森永商事株式会社の乳製品販売部門を譲り受け
1970年	〃 45年2月	クラフト社(現クラフトフーズ・グループ社、モンデリーズ・インターナショナル社)と提携 エムケーチーズ株式会社(現連結子会社)を設立
1970年	〃 45年6月	大和工場および村山工場を開設
1971年	〃 46年12月	サンキストグローワーズ社と商標の使用契約を締結
1973年	〃 48年2月	利根工場を開設
1975年	〃 50年10月	別海工場を開設
1977年	〃 52年6月	森永ビヒダス(ビフィズス菌入り乳製品)を発売
1981年	〃 56年4月	ロングライフのハンディパック乳飲料(ピクニック)を発売
1984年	〃 59年9月	リプトン社(現ユニリーバ・ジャパン・ビバレッジ社)と商標の使用契約を締結
1985年	〃 60年5月	Morinaga Nutritional Foods, Inc.(米国)(現連結子会社)を設立
1989年	平成元年10月	研究・情報センターを開設
1993年	〃 5年2月	マウントレーニア・カフェラッテ(カップ入り乳飲料)発売
1993年	〃 5年6月	低リンミルクL.P.Kが特定保健用食品の第1号として厚生省から許可を受ける
2003年	〃 15年4月	「ラクトフェリンの工業的な製造法の開発」文部科学大臣賞受賞
2005年	〃 17年3月	富士乳業株式会社(現連結子会社)三島工場(新製造棟)稼働
2005年	〃 17年4月	全国の販売子会社9社を株式会社デイリーフーズ(現連結子会社)に吸収合併
2006年	〃 18年1月	神戸工場を開設
2007年	〃 19年12月	東北森永乳業株式会社(現連結子会社)設立
2008年	〃 20年6月	別海工場チーズ新棟稼働
2008年	〃 20年8月	沖縄森永乳業株式会社(現連結子会社)新工場(中頭郡西原町)稼働
2010年	〃 22年2月	北海道森永乳業販売株式会社(現連結子会社)設立
2013年	〃 25年5月	浦幌乳業株式会社(現連結子会社)新棟稼働

### 3 【事業の内容】

当社の企業集団は、当社、子会社57社および関連会社6社で構成され、市乳、乳製品、アイスクリーム等の食品の製造販売を中心に、さらに飼料、プラント設備の設計施工、その他の事業活動を展開しております。当グループの事業に係わる各社の位置付けおよび事業の系統図は次のとおりです。

#### (1) 当グループの事業に係わる各社の位置付け

##### ① 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

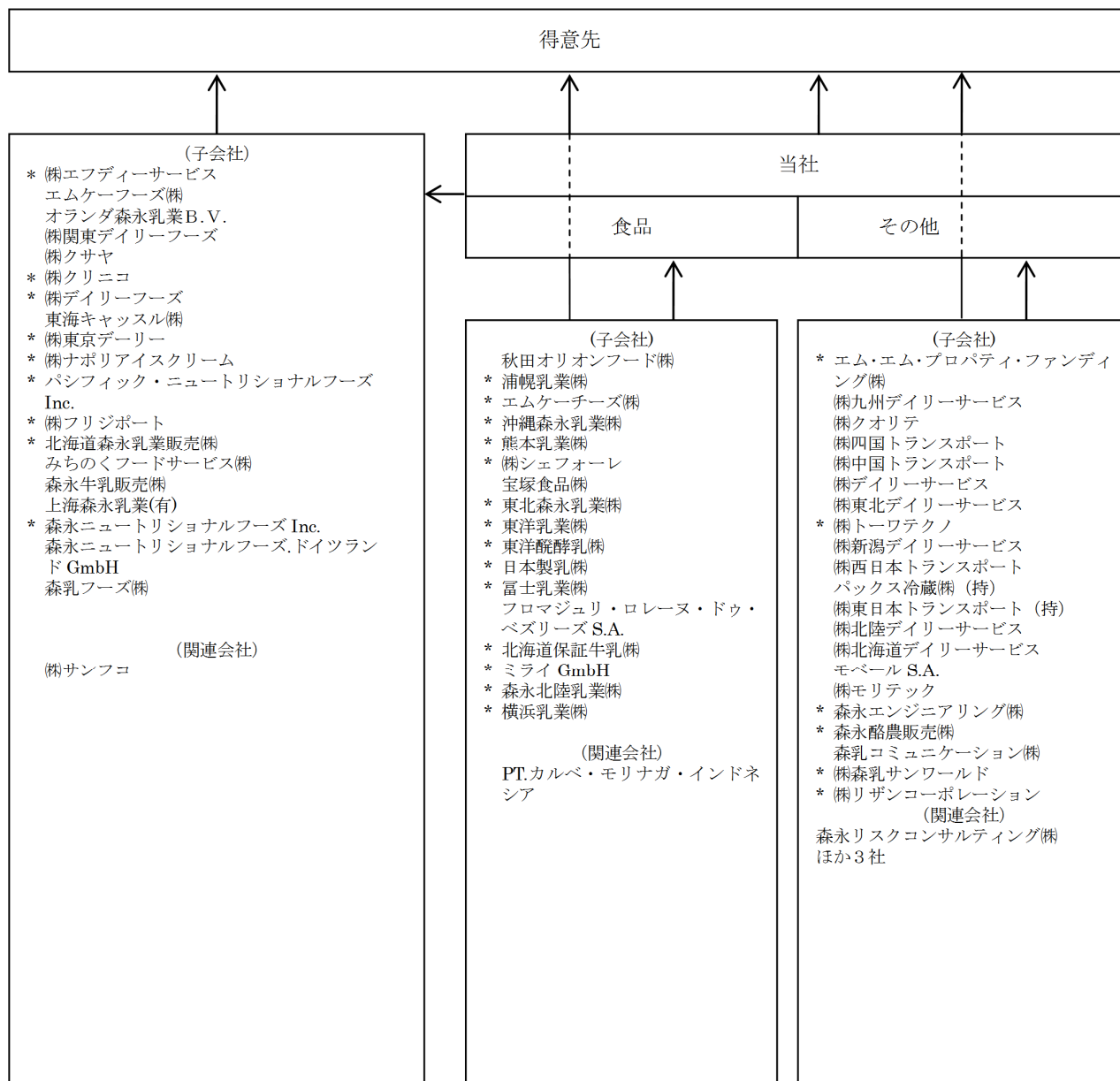
当社が製造販売するほか、当社が販売する商品の一部をエムケーチーズ㈱、横浜乳業㈱、富士乳業㈱、東北森永乳業㈱ほか14社に委託製造を行っております。また、㈱デリーフーズほか19社は、主として当社より商品を仕入れ全国の得意先に販売しております。

##### ② その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

森永酪農販売㈱が飼料、㈱森乳サンワールドがペットフードの仕入販売を行っております。

森永エンジニアリング㈱ほか22社は、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸、運輸倉庫業などを行っております。

#### (2) 事業の系統図



(注) 1. 非連結子会社である㈱東北デリーサービスは非連結子会社であった㈱フーズ・ネット北東北を平成26年4月1日に吸収合併いたしました。



2. ㈱リザンコーポレーションは、持分法適用の非連結子会社であった㈱関西流通を平成26年9月1日に吸収合併いたしました。
3. 連結子会社であった清水乳業㈱は、平成26年12月に会社清算いたしました。
4. 前連結会計年度まで非連結子会社であった㈱ロジサービスは、会社清算いたしました。
5. 前連結会計年度まで非連結子会社であった阪神デリー運輸㈱は、会社清算いたしました。
6. 前連結会計年度まで関連会社であった阪神トランスポート㈱は㈱関西流通が保有していた株式を売却したため、関連会社から除外いたしました。
7. →は製品および商品の流れを示しております。
8. \*の会社は連結子会社、(持)の会社は持分法適用会社です。

#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱デリーフーズ (注) 2, 5	東京都港区	497	食品	100.0 (10.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社従業員9名がその役員を兼務しております。
東北森永乳業㈱	宮城県仙台市宮城野区	470	食品	100.0 (12.0)	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員8名がその役員を兼務しております。
㈱フリジポート	東京都港区	310	食品	100.0 (7.7)	乳製品等の販売会社であり、当社従業員9名がその役員を兼務しております。
東洋乳業㈱	広島県広島市安佐北区	215	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
エムケーチーズ㈱	神奈川県綾瀬市	200	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱クリニコ	東京都目黒区	200	食品、その他	100.0	栄養食品、医薬品等の販売会社であり、当社役員1名、従業員9名がその役員を兼務しております。
㈱東京デリー	東京都江東区	121	食品	100.0	チーズ等の販売会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
㈱リザンコーポレーション	東京都目黒区	100	その他	100.0	不動産の賃貸、営業用車輛等のリース会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
森永北陸乳業㈱	福井県福井市	90	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
㈱トワテクノ	広島県広島市安芸区	90	その他	100.0 (16.9)	食品機械装置の製造・販売会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱森乳サンワールド	東京都港区	61	その他	100.0	飼料等の販売会社であり、当社役員1名、従業員3名がその役員を兼務しております。
㈱シェフオーレ	千葉県八千代市	60	食品	100.0 (33.4)	手作りデザート等の製造会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
森永酪農販売㈱	東京都港区	42	その他	100.0 (20.1)	飼料等の販売を行う会社であり、当社役員1名、従業員5名がその役員を兼務しております。
東洋醗酵乳㈱	愛知県名古屋市緑区	30	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
北海道森永乳業販売㈱	北海道札幌市白石区	30	食品	100.0 (49.0)	市乳、乳製品等の販売会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
㈱ナポリアイスクリーム	東京都新宿区	20	食品	100.0	アイスクリーム類の製造・販売会社であり、当社従業員4名がその役員を兼務しております。

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 浦幌乳業(株)	北海道十勝郡浦幌町	20	食品	100.0	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員8名がその役員を兼務しております。
(株)エフディーサービス	愛知県刈谷市	10	食品	100.0 (100.0)	物流業務の受託・運営等を行う会社であり、当社従業員2名がその役員を兼務しております。
ミライ GmbH (注) 2	ドイツ ロイトキルヒ市	百万ユーロ 90	食品	100.0	原料乳製品の製造販売会社であり、役員の兼務はありません。
森永ニュートリショナルフーズ Inc. (注) 2	米国カリフォルニア州 トーランス市	百万ドル 21	食品	100.0	豆腐他大豆加工食品の販売会社であり、当社従業員3名がその役員を兼務しております。
日本製乳(株)	山形県東置賜郡高島町	140	食品	99.1	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員5名がその役員を兼務しております。
富士乳業(株)	静岡県駿東郡長泉町	50	食品	98.9	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
沖縄森永乳業(株)	沖縄県中頭郡西原町	305	食品	97.3	市乳製品等の製造・販売会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
熊本乳業(株)	熊本県熊本市	50	食品	97.1	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
横浜乳業(株)	神奈川県綾瀬市	60	食品	96.5 (11.7)	当社仕入商品の製造会社であり、当社従業員7名がその役員を兼務しております。
森永エンジニアリング(株)	東京都港区	200	その他	90.0	プラントの設計、施工及び機器の販売会社であり、当社従業員6名がその役員を兼務しております。
北海道保証牛乳(株)	北海道小樽市	97	食品	87.2	当社仕入商品の製造会社であり、当社役員1名、従業員7名がその役員を兼務しております。
パシフィック・ニュートリショナルフーズ Inc. (注) 2	米国オレゴン州 テュアラティン市	百万ドル 21	食品	80.0 (80.0)	豆腐他大豆加工食品の製造会社であり、当社役員1名、従業員4名がその役員を兼務しております。
エム・エム・プロパティ・ファンディング(株) (注) 3	東京都港区	10	その他	—	提出会社は、同社との契約に基づき匿名組合に対して出資しております。

(注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2 特定子会社に該当しております。

3 持分は100分の50以下ですが、実質的に支配していると認められるため子会社としたものであります。

4 上記の会社はすべて有価証券届出書又は有価証券報告書の提出はしていません。

5 (株)デリーフーズの売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)が連結売上高に占める割合は10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	102,338百万円
	(2)経常利益	467百万円
	(3)当期純利益	224百万円
	(4)純資産額	9,305百万円
	(5)総資産額	25,751百万円

6 議決権の所有割合欄の(内書)は間接所有であります。

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成27年3月31日現在)

セグメントの名称	従業員数(名)	
食品	5,201	[2,183]
その他	281	[54]
全社(共通)	167	[7]
合計	5,649	[2,244]

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

(平成27年3月31日現在)

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
3,078 [633]	37.2	14.5	7,007,006

セグメントの名称	従業員数(名)	
食品	2,911	[626]
その他	—	[—]
全社(共通)	167	[7]
合計	3,078	[633]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数(定年退職後の再雇用社員を含む)は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

### (3) 労働組合の状況

当グループには、日本食品関連産業労働組合総連合会に加盟している全森永労働組合等が組織されており、グループ内の組合員数は3,783人であります。

なお、労使関係について特に記載すべき事項はございません。

## 第2【事業の状況】

### 1【業績等の概要】

#### (1) 業績

当連結会計年度のわが国の経済は、第1四半期には消費税率引き上げの影響による駆け込み需要の反動があったものの、政府・日銀の経済・金融政策を背景に、企業業績や雇用情勢は全般に改善の動きがみられました。しかしながら国内消費の低調な推移に加え、海外経済の減速がわが国の景気に与える影響等の懸念もあり、依然として不透明な状況で推移しました。

食品業界におきましては、一部では高付加価値品を志向する兆候もみられましたが、消費者の節約志向が続く中、原材料価格の高止まりに加え、夏場の天候不順などの影響もあり厳しい状況が続きました。

酪農乳業界におきましては、飼料価格高騰等を受け、前期に続き当期も生乳取引価格が引き上げられました。

このような環境のもとで、当社グループは、引き続きお客さまのニーズに応えた商品の開発・改良と販売体制の強化に努めるとともに、原材料の有利調達や配合の工夫、生産・物流の合理化および販売促進費の効率的な支出の徹底など、コストアップ対策にも取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は前年比0.7%減の5,948億3千4百万円となりました。

損益面では、特に第2四半期までは、原材料価格上昇の影響が大きく、連結営業利益は前年比43.2%減の68億5百万円、連結経常利益は前年比33.6%減の82億3千2百万円となりました。また、連結当期純利益は、固定資産売却益の増加や生産体制効率化のための費用が減少したこともあり、前年比14.0%減の41億6千4百万円となりました。

セグメントの状況（セグメント間取引消去前）は、次のとおりです。

#### ① 食品事業（市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料など）

当連結会計年度の売上高は、5,748億8千6百万円（前年比0.3%減）となり、また、営業利益は140億5千7百万円（前年比22.7%減）となりました。

#### ② その他の事業（飼料、プラント設備の設計施工など）

その他の事業につきましては、売上高は261億9千3百万円（前年比10.8%減）となり、また、営業利益は13億2千4百万円（前年比46.6%減）となりました。

なお、提出会社の管理部門にかかる費用など事業セグメントに配賦していない全社費用が81億5千2百万円あります。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況は次のとおりです。

営業活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ134億3百万円収入減の85億4千3百万円の収入となりました。これは、税金等調整前当期純利益が減少したことに加え、売上債権やたな卸資産の増加額と仕入債務の減少額が前連結会計年度に比べ大きかったことなどによるものです。

投資活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ17億1千1百万円支出増の△176億4千2百万円となりました。これは、固定資産の取得による支出が増加したことなどによるものです。

これらを合計したフリーキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ151億1千5百万円減の△90億9千9百万円となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、前連結会計年度に比べ310億9千9百万円収入増の128億8千7百万円となりました。これは、社債の発行や借入金による収入が、前連結会計年度に比べ増加したことなどによるものです。

これらの結果、当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ40億2千5百万円増の111億5百万円となりました。

## 2【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前期比(%)
食品事業	411,054	+0.4
その他の事業	3,081	+5.1
合計	414,135	+0.4

- (注) 1 金額は販売価格によっております。  
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (百万円)	前期比 (%)	受注残高 (百万円)	前期比 (%)
食品事業	—	—	—	—
その他の事業	6,933	△18.4	1,873	△9.9
合計	6,933	△18.4	1,873	△9.9

- (注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

### (3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前期比(%)
食品事業	574,886	△0.3
その他の事業	26,193	△10.8
セグメント間の内部売上高または振替高	△6,245	—
合計	594,834	△0.7

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 主な相手先別の販売実績については、いずれの当該販売実績も、総販売実績に対する割合が100分の10に満たないため、記載をしておりません。

### 3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

#### 1. 経営の基本方針

当社グループは、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、「お客さまに満足と共感をいただける価値ある商品、サービスを提供する」「変革に努め、独自の価値を創造する」「社員が生き活きと働く企業風土をつくる」「社会から信頼される企業となる」という4つの経営ビジョン実現に向けた取り組みを通じて、社会に優れた価値を提供し貢献してまいります。

#### 2. 中長期的な会社の経営戦略および対処すべき課題

国内の少子高齢化や人口の減少による市場の伸び悩み、お客さまのニーズの多様化、新興国の経済発展に伴う食料やエネルギー価格の上昇傾向は、中長期的に続くものと考えております。

これらの課題に対処するため、当社グループは平成28年3月期を最終年度として取り組んでおりました中期経営計画を一年前倒しで見直し、新たに平成28年3月期より平成32年3月期までの5年間の新中期経営計画を策定いたしました。

チルドカップ飲料やヨーグルト、チーズなどの家庭用商品のブランドを強化することに加え、当社の独自素材、独自技術を活用した機能性・食品素材事業を強化するとともに、このような経営資源を積極的にグローバル市場にも投入し、国際事業の拡大を図ってまいります。併せて、資産効率の改善および合理化の推進といった課題にも積極的に取り組んでまいります。

また、業務の適正を確保するためのグループ内部統制の充実や、お客さまに安全・安心を提供する品質保証体制の一層の強化にも引き続き取り組んでまいります。

#### 3. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

##### (1) 基本方針の内容

当社は、株式会社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものであり、株式の大量買付等であっても、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付等の中には、その目的などから見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社の企業価値の源泉は、「乳」の優れた力を最大限に活用する商品開発力と、食品の提供を通じて培ってきた信用とブランドにあります。これらが、株式の大量買付等を行う者により中長期的に確保し、向上させられなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

こうした事情に鑑み、当社株式に対する大量買付等が行われた際に、株主のみなさまがかかる大量買付等に応じるべきか否かを判断し、あるいは当社取締役会が株主のみなさまに代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために交渉を行うことなどを可能とすることで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大量買付等を抑止するための枠組みが必要であると考えております。

##### (2) 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、第87期事業年度に係る当社定時株主総会における株主のみなさまの承認に基づき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧プラン」といいます。）を更新しております。旧プランの有効期間は、平成25年6月27日開催の当社第90期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）の終結の時までとされておりましたが、当社は、本総会において株主のみなさまの承認をいただき、旧プランの内容を一部変更した上、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）を更新いたしました（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）。

本プランは、当社株式の大量取得行為が行われる場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等（以下に定義されます。）との交渉の機会を確保することなどにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

具体的には、当社の株券等に対する買付もしくはこれに類似する行為又はその提案（以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し事前の情報提供を求めるなど、上記の目的を実現するために必要な手続を定めています。

買付者等が本プランにおいて定められた手続に従うことなく買付等を行う場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれがある場合などには、当社は、買付者等による権利行使は認められ

ないとの行使条件および当社が買付者等以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得できる旨の取得条項が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使又は当社による取得に伴って買付者等以外の株主のみなさまに当社株式が交付された場合には、買付者等の有する当社の議決権割合は、最大50%まで希釈化される可能性があります。

### (3) 本プランの合理性

本プランは、大要下記のとおり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう合理的な内容を備えたものと考えております。

#### ① 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

#### ② 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において本プランに係る委任決議がなされることにより更新されました。

また、本プランには、有効期間を約3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつ、その有効期間の満了前であっても、当社株主総会において上記の委任決議を撤回する旨の決議が行われた場合、当社の株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されることとなります。その意味で、本プランの存続の適否には、株主のみなさまのご意向が反映されることとなっております。

#### ③ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本新株予約権の無償割当ての実施などの運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外有識者などから構成される独立委員会により行われることとされています。これにより当社取締役会の恣意的行動を厳格に監視いたします。

また、その判断の概要については株主のみなさまに情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

#### ④ 第三者専門家の意見の取得

買付者等が現れると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることができることとされています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっております。



#### 4 【事業等のリスク】

当社グループの経営成績および財政状態などに影響をおよぼす可能性のあるリスクには、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、当有価証券報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

##### (1) 酪農乳業界について

- ・当社グループが生産する牛乳・乳製品には、国内農業の保護を目的とした関税制度が設けられておりますが、WTO、TPP、FTA農業交渉の結果いかんによって関税制度に大幅な変更があれば、当社グループの業績および財政状態に大きく影響する可能性があります。
- ・当社グループが生産する乳製品の原料である生乳の生産者に対しては「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」に基づく補給金が支払われており、将来において同法律が大幅に変更もしくは廃止され、補給金の水準が変化する場合は、当社グループの原料購入価格が影響を受ける可能性があります。

##### (2) 食品の安全について

当社グループの製品製造にあたっては、法律よりも厳しい独自の品質管理基準を適用し、食品の安全性や品質の確保に万全を期しておりますが、大規模な回収や製造物責任賠償につながるような不測の製品事故などの発生は、当社グループの業績および財政状態に重大な影響をおよぼす可能性があります。

##### (3) 相場・為替レートの影響について

当社グループは、一部の原材料および商品を海外から調達していることから、これらの相場や為替レートの変動により購入価格が影響を受けます。相場の高騰および為替レートの円安の進行は、原価の上昇要因となり、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

##### (4) 天候不順について

当社グループのアイスクリーム部門・市乳部門の売上は、天候の影響を受ける可能性があります。特に、冷夏の場合はこれらの部門の売上が減少し、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

##### (5) 天災について

地震などの大規模な自然災害の影響で生産・物流施設等が損害を被ることにより生産が停滞し、復旧のための費用が発生することにより、業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

##### (6) 情報セキュリティについて

当社グループでは、グループ各社が保有する個人情報の保護・管理ならびに情報システムへの不正アクセス防止のための情報セキュリティ対応策を策定し、取り組んでおります。しかしながら、不測の事態により情報の流出等が発生した場合には、社会的信用の低下などによって、当社グループの業績および財政状態に影響をおよぼす可能性があります。

## 5 【経営上の重要な契約等】

(提出会社)

### 1. 当社が技術援助等を受けている契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
サンキストグローワーズ社	米国	清涼飲料水等	サンキスト商標の使用権の設定	昭和63年4月8日から 平成9年3月31日まで 以後5年ごとの自動更新
KRAFT FOODS GROUP, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から 平成31年5月21日まで
MONDELEZ INTERNATIONAL, INC.	米国	チーズ等	技術提携および輸入販売	平成24年10月1日から 平成31年6月8日まで
ユニリーバ・ジャパン・ビバレ ッジ株式会社	日本	紅茶飲料	リプトン商標の使用権の設定	平成17年7月1日から 平成22年12月31日まで 以後3年ごとの自動更新

(注) 上記についてはロイヤリティとして、売上高の一定率を支払っております。

### 2. 販売契約

契約先	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ユニリーバ・ジャパン・カスタ マーマーケティング株式会社	日本	小売用および 業務用のリプ トンリーフテ ィー、リキッ ドティー、パ ウダーティー 等	日本国内における総販売元に関 する基本売買契約	平成22年6月1日から 平成25年12月31日まで 以後小売用は3年ごとの 自動更新、業務用は1年 ごとの自動更新

## 6 【研究開発活動】

当社グループの研究開発部門では、食品総合研究所、栄養科学研究所、食品基盤研究所、装置開発研究所、分析センター、および応用技術センターの4研究所、2センターの体制のもと、「乳の優れた力を基に新しい食文化を創出し、人々の健康と豊かな社会づくりに貢献する」という経営理念のもと、「健康に寄与する商品」、「安全で品質の高い商品」、「おいしくて使いやすい商品」、「楽しさや安らぎを提供する商品」をお客さまにお届けするよう研究開発活動を行っております。

食品総合研究所および栄養科学研究所では、関係部門との連携により、商品開発力の増強と研究開発スピードの向上に努め各種商品の研究開発を行っております。食品基盤研究所では、ビフィズス菌、ラクトフェリン、乳ペプチド、アロエステロール®といった健康機能性素材や食品の機能研究を推進するとともに、差別化につながる新技術や当社グループが将来必要とする中長期的テーマの育成を行っております。また、これらの健康機能性素材の研究成果をもとに、食品総合研究所と連携して各種商品の研究開発を行っております。装置開発研究所では、製造プロセスや機器類の開発・改良を担当し、分析センターでは、商品の安全性と品質向上のための分析技術の研究に取り組んでおります。また、応用技術センターでは、当社商品や乳素材のお客さまにとっての価値を高めることを目的に、レシピの開発と製商品の評価を行っております。

当連結会計年度における当社グループの研究開発費の総額は4,958百万円であり、セグメント別には、次のとおりであります。

食品	4,948	百万円
その他	9	〃
計	4,958	〃

各事業分野別の主な新商品開発、商品改良事項は以下の通りです。

牛乳・乳製品および一般食品を中心とする食品分野では、お客さまニーズの反映と新たな市場開拓を実現できる新技術開発を積極的に進めたほか、従来の技術に新しい製造加工技術を付加し、「おいしさ」、「楽しさ」、「健康」、「栄養」、「環境」に配慮した商品を上市してまいりました。主な新商品、新技術は以下のとおりです。

飲料では、「マウントレニア」シリーズの定番商品「マウントレニア カフェラッテ」、「マウントレニア カフェラッテエスプレッソ」、「マウントレニア カフェラッテ ノンシュガー」のリニューアルを2年半ぶりに行いました。コーヒー豆のブレンド数と使用量を増やすことで、よりコク深く、香り高い味わいを実現しました。同シリーズで、有機JAS認証を受けたコーヒー豆を100%使用した「マウントレニア オーガニック豆でつくったカフェラッテ」を新たに発売しました。「リプトン」ブランドの飲料では、「リプトン紙パック500ml」シリーズより、日本では無糖茶として飲用することが一般的なグリーンティー（緑茶）にフルーツフレーバーを加えた、新スタイルのグリーンティー「リプトングリーンティー&マスカット」、「リプトン グリーンティー&ピーチ」、「リプトン グリーンティー&シトラス」を発売しました。また、厳選した「上質な産地指定茶葉」を使用し、その茶葉本来の味わい・香りをお届けする、チルドカップ紅茶飲料（240ml）のプレミアムシリーズとして、「サー・トーマス・リプトン ダージリンストレートティー」、「サー・トーマス・リプトンアールグレイミルクティー」、「サー・トーマス・リプトン アッサムミルクティー」を新発売しました。その他、新型紙容器テトラトップを採用した栄養にこだわった「PREMiL カラダしっかり」と「PREMiL カラダ美しく」、ミネラルが豊富なスポーツドリンク「トロピココ」やモラック乳酸菌配合の乳酸菌飲料「マイグルト」などを新発売しました。

デザートでは、「体脂肪計タニタの社員食堂」がベストセラー書籍となった株式会社タニタと共同し、『美味しさ』と『満足感』を実現した「タニタ食堂®の100kcalデザート」のシリーズ商品として、「パンナコッタ」、「かぼちゃプリン」、「ティラミス風プリン」、「ストロベリーチーズケーキ」を発売しました。近年の健康意識の高まりにより、食品業界でもカロリーや脂肪を抑えた「ライト」型商品が増加していますが、デザートについては低カロリーの要素が求められているものの“おいしさ”との両立を図るのが難しいカテゴリであり、「ライト」型商品は、「美味しくない」「コクがない」といったイメージが定着しておりました。この従来のイメージを払拭するため、「タニタ食堂®の100kcalデザート」では脂肪分を抑えカロリーを通常プリンの3～5割カットした100kcal（1個85g当たり）とし、更に人工甘味料は使用しないことにより素材の味を活かした“自然な甘さ”に仕上げました。また、コレステロールゼロで、ビタミンEなどの栄養を豊富に含むナチュラルな健康素材として注目される“アーモンドミルク”をたっぷりを使用した「アーモンドミルクでつくった低糖質プリン」、「アーモンドミルクでつくった低糖質プリン スイートココア味」、「アーモンドミルクでつくった低糖質プリン ミルクカスタード」を開発し発売しました。その他、フルーツを砕いたり擦りおろしたりしたような新食感をご提供するフルーツゼリー「フルピュア すりおろしリンゴ」、「フルピュア クラッシュパイナップル」などを開発し発売しました。

ヨーグルトでは、新たな価値として「美容」をテーマにした機能性商品として、「キレイを自ら創り出す」をコンセプトとし、アロエベラから発見した美容食品成分“アロエステロール®”を配合したヨーグルトドリンク「ALOE BENE（アロエベネ）」を新発売しました。“アロエステロール®”とは、森永乳業が10年以上に亘る長い研究の末に

発見した、アロエベラ葉肉に含まれる美容食品成分です。アロエベラの葉7.5tから僅か1gしか取れない希少な成分で、国内で10件以上の用途特許を取得しております。また、定番の「森永アロエヨーグルト」シリーズからは、「森永アロエのむヨーグルト」、「森永アロエヨーグルトハンディスタイル」を発売しました。日本初の国産ギリシャヨーグルトとして開発した、「濃密ギリシャヨーグルト PARTHENO (パルテノ)」シリーズから「濃密ギリシャヨーグルト PARTHENO (パルテノ) ブルーベリーソース入/マンゴーソース入」を発売しました。ビフィズス菌BB536を配合した「ビヒダスBB536」シリーズから「ビヒダスBB536 ポリフェノールブルーベリー&赤ぶどう4ポット」、「ビヒダスBB536 食物繊維りんご4ポット」、「ビヒダスBB536 のむヨーグルト脂肪0」を発売しました。また、「ラクトフェリンヨーグルト」シリーズでは、パーソナルタイプの「ラクトフェリンドリンクヨーグルト」を発売しました。その他、手軽に“ラクトフェリン”、“ビフィズス菌BB536”、“モラック乳酸菌”を摂ることができ、主に腸内に存在する免疫細胞に作用してヒトに本来備わっている力をサポートする宅配専用商品「カラダ強くするヨーグルト」に加えて、ドリンクタイプの「カラダ強くするのむヨーグルト ラクトフェリンとビフィズス菌BB536」を発売しました。

アイスクリームでは、主力商品の「PARM (パルム)」の「フルーツPARM (パルム)」シリーズから「フルーツPARM (パルム) マンゴー&バニラ」を発売しました。「フルーツPARM (パルム)」は、フルーツシャーベットとしっかりとなめらかなアイス果汁&果肉入りコーティングで包んだアイスバーです。使用しているフルーツシャーベットは、配合と製造条件の研究を重ね、一般的な氷菓よりキメが細かく緻密な氷結晶にすることで、なめらかな食感を実現し、コーティング部分は果汁&果肉入りコーティングに浸した後、急速硬化することで、濃厚な果実の味わいを閉じ込めると同時に、噛み出しやわらかな食感に仕上げることにより「PARM (パルム)」の特長である“なめらかさ”に加えて“濃厚でさわやかな果汁感あふれる味わい”をお楽しみいただける商品に仕上げました。定番のチョコレートタイプの「PARM (パルム)」シリーズから「PARM (パルム) ホワイトチョコレート&チョコレート」、「PARM (パルム) ホワイトリッチミルク」、「PARM (パルム) カプチーノ」を開発し、発売しました。MOWシリーズからは、「MOW (モウ) マスクメロン」、「MOW (モウ) コーヒー&クリーム」、「MOW (モウ) ロイヤルミルクティー」、「MOW (モウ) ホワイトチョコ」を期間限定発売しました。ロングセラー商品のピノからは、「ピノシーズンアソート」、「ピノ 味わいマロン」、「ピノ ラムレーズン」、「ピノ DARS (ダース) ミルクチョコ」、「ピノ BLACK (ブラック)」などを期間限定で発売しました。

チーズでは、新たなチーズ活用法の提案、喫食シーン拡大に伴う新規需要を創出することによる市場活性化をテーマに開発を行っています。「今後、チーズに期待したい役割」の調査の第2位が「さまざまな料理に使える」であることを踏まえ、“チーズなのに、加熱しても形が残る”という驚きと新たな食シーンを提供する新商品「クラフト 具になるチーズ」を開発し発売しました。また、「クラフト 細切りチーズ」から、多様な調理が可能なシュレッドタイプの「クラフト 細切りモッツァレラ」を新発売しました。「クラフト小さなチーズケーキ」では、世界のチーズケーキの楽しみ方やその土地をイメージして開発した「クラフト 小さなチーズケーキ ～世界の国から～」シリーズとして、ポーランドのチーズケーキ“セルニック”をヒントにしたチーズケーキ「アップル&ハニー」、カナダをイメージしたチーズケーキ「メープル&ナッツ」、アメリカンスタイルのチーズケーキをイメージした「ブラックチェリー」を期間限定で発売しました。

粉乳では、ロングセラー商品、クリーミング・パウダー「クリープ」から、コーヒーに1本入れるだけで濃厚なカフェオレが手軽に楽しめる「クリープ ラージスティック」を新発売しました。

容器包装開発では環境や社会に配慮し、ヨーグルト・デザート等の樹脂カップの軽量化、紙カップ、チーズ用フィルム等の薄肉化、軽量化および各種商品の外装ダンボールの原紙坪量軽減等に取り組み、資源の有効活用、廃棄物削減を積極的に推進しました。

栄養食品分野では、日本で初めてのトロミのある育児用ミルクとして、「森永AR (エーアール) ミルク」を新発売しました。「森永ARミルク」は、胃食道逆流があり通常の育児用ミルクでは嘔吐や溢乳(いつにゅう)をおこす赤ちゃんのために、トロミのでる成分を配合して粘度を高くしたミルクで、特別用途用食品 個別評価型病者用食品として、胃食道逆流症の赤ちゃんの食事療法の素材としても、医師の指示によりお使いいただけます。

さらに、育児用ミルクである、「森永はぐくみ」、「森永E赤ちゃん」、「森永チルミル」をリニューアル発売しました。「森永はぐくみ」、「森永E赤ちゃん」は、乳児の未熟な代謝機能を考慮した改良と、ラクチュロース・ラフィノースに加え母乳にも含まれるガラクトオリゴ糖を加え、よりビフィズス菌優位の腸内細菌叢が形成されるよう配慮しました。この3種のオリゴ糖配合による効果は、第5回欧州小児科学会大会(2014年10月、スペイン)、日本農芸化学会2015年度大会(2015年3月、岡山)において発表しました。

また、ベビーフードでは、具材もごはんもたっぷり入り、鉄・カルシウムを1日の摂取推奨量(目安量)の1/3を摂ることができる森永ベビーフード「大満足ごはん」シリーズとして、9か月頃からの「さつまいもとかぼちゃのリゾット」など8品、12か月頃からの「里芋とごぼうのそぼろごはん」など8品を新発売しました。

海外では、インドネシアにて、同国の規格基準改訂にあわせて、乳幼児・学童用調製粉乳であるMorinaga「BMT」、「Chil-mil」、「Chil-Kid」、「Chil-School」をリニューアルし、油脂の改良、ビタミン・ミネラル類の調整等を行いました。また、新たに、子ども向け液状乳「Chil-go (チルゴー)」3品(バニラ、チョコ、ストロベリー味)を発売しました。その他にマレーシアなどの調製粉乳についてもリニューアルを実施しました。

医療食では、予め加水したとろみ付き流動食「エコフローアクア」（300kcal及び400kcalタイプ）を発売しました。既存の「エコフロー」と栄養組成を同一にすることで、両商品を組み合わせ、摂取水分量の調節ができる設計としました。また、一歩進んだ栄養管理をサポートする病態ケア食品である、分岐鎖アミノ酸（BCAA）配合流動食の「ヘパス」2品（コーヒー風味、抹茶風味）、食物繊維配合流動食の「ディムス」、エネルギー補給・低ナトリウム・低カリウム・低リンの「レナジーbit」をリニューアルしました。

栄養補助食品では食が細い方のために、少量の摂取でエネルギーを補えるように「エンジョイ小さなハイカロリーゼリー」2品（りんご味、もも味）を新発売し、また、「エンジョイおかずゼリー」（肉じゃが風味、西京みそ風味、チキンカレー風味）も、1個を80gに変更し、より食べやすい風味や食感に改良しました。

新しい分野として、「栄養鍋つゆ」2品（鶏しょうが味・味噌味）を発売しました。栄養満点と思われがちな鍋料理ですが、具材によっては栄養の偏りがあることに注目して開発しました。本品と食材をあわせて作る鍋料理では、ビタミン・カルシウム・鉄分・食物繊維など不足しがちな栄養素も一緒においしく摂ることができます。

その他の事業分野では、微酸性電解水製造装置「ピュアスター」において、電気分解技術を集約した電解水製造モジュール「ピュアスター・スマート」（商標登録済）を開発しました。「ピュアスター・スマート」は電解槽に電源と塩酸を供給するだけで、自動で電気分解する組込用モジュールです。昨年度は、これらの技術開発において、国内2件、中国2件、台湾3件、韓国1件の特許が査定されました。

機能性素材では、ビフィズス菌、ラクチュロース、ラクトフェリン、乳たんぱく質や各種ホエイ素材、乳ペプチド、アロエベラ素材などの製造・品質確保、健康食品などへの応用、機能素材としての販売における学術支援、及びこれらの素材によるさまざまな健康機能性に関する臨床応用研究を研究医療機関と共同で推進しております。

ビフィズス菌については、当社独自の「ビフィズス菌BB536」を配合したヨーグルト「ビヒダスBB536プレーンヨーグルト」の摂取により、肉食で起こる腸内細菌叢の乱れが予防されることを見出しました。「ビヒダスBB536プレーンヨーグルト」は肉食により減少してしまう善玉菌のビフィズス菌の菌数を維持し、悪玉菌であるビロフィラ菌の増加を抑制することが明らかになりました。また、肉食により腸内環境バランスが崩れた後で「ビヒダスBB536プレーンヨーグルト」を摂取することによっても、腸内環境の回復に対する促進作用が期待できることが示唆されました。また、東京医療保健大学と共同で、中高年齢層男女2万人の健康状態、および「ビフィズス菌BB536配合カルシウム強化ミルク」（宅配飲料）の継続的な摂取と健康状態との関係を調べるために、全国調査を行いました。当該飲料を継続摂取されている方が、摂取していない方と比べて、骨折やいくつかの疾患の罹患経験が少なく、また、便秘など日常生活におけるQOL（Quality Of Life）の改善が確認されました。

また、腸内のビフィズス菌を適正に増やし、おなかの調子を整える機能があるミルクオリゴ糖ラクチュロースを4g配合し、特定保健用食品として認可されている「毎朝爽快」が、エムスリー株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：谷村格、以下エムスリー）が提供する「AskDoctors評価サービス」による評価の結果、食品で初めて「AskDoctors医師の確認済み商品」マークを取得しました。「AskDoctors 評価サービス」とは、エムスリーによる、多くの医師の意見を取り入れた商品の評価を行うサービスで、一定基準を満たした商品に認証が与えられます。

ラクトフェリンは、人などの哺乳類の乳汁や唾液などに含まれるたんぱく質で、抗菌・抗ウイルス活性や免疫調節作用などさまざまな生理機能を示すことが知られています。当社では1963年から50年以上にわたり、ラクトフェリンの様々な生理機能の研究を進めています。ラクトフェリンが食中毒菌の大腸菌0157やサルモネラに対して抗菌作用を示す様子の動画を世界に先駆けて取得し、Bacterial Adherence & Biofilm学術集会（2014年7月、東京）の教育講演において紹介しました。また、ラクトフェリンの風邪、ウイルス性胃腸炎など身近な感染症に対する予防効果を学会で継続して報告しております。ラクトフェリンを利用した商品としては、前述した各種商品の他、ラクトフェリンに加えて、口腔衛生の維持に役立つと考えられているラクトパーオキシダーゼを配合した機能性素材「オーラバリア<sup>®</sup>」を開発し、機能素材としての販売を行っております。当社からは、口臭ケアタブレット「森永オーラバリア」を通信販売にて2014年7月より発売しました。このオーラバリア<sup>®</sup>については、日本農芸化学会で発表した研究成果が「日本農芸化学会2014年度大会トピックス賞」を受賞しています。オーラバリア<sup>®</sup>の長時間、および長期間での口臭抑制効果について日本ラクトフェリン学会（2014年11月、つくば）で、試験管内での抗インフルエンザ活性について日本薬学会（2015年3月、神戸）で発表しており、口臭抑制作用とともに、口腔・咽頭での病原体に対するバリア機能についても期待されています。

アロエベラに関する基礎研究では、光老化モデルマウスを用いた試験において、アロエステロール<sup>®</sup>濃縮抽出物（AVGE）摂取による、皮膚の光老化に対する予防効果の検討を行いました。その結果、アロエステロール<sup>®</sup>濃縮抽出物の経口摂取により、紫外線照射で誘導される皮膚水分量の低下が予防されるとともに、シワ形成が予防されることを確認しました。この結果を、第68回日本栄養・食糧学会（2014年5月、札幌）にて発表しました。また、アロエステロール<sup>®</sup>含有アロエベラ葉肉粉末（AVGP）の摂取により、紫外線による皮膚弾力性の低下が予防されることを明らかにしました。さらにアロエステロール<sup>®</sup>含有AVGPの摂取は、紫外線によって誘導されるコラーゲンやエラスチンの分解や、ヒアルロン酸量の低下を予防することを確認しました。これらの研究結果を、日本農芸化学会2015年度大会（2015年3月、岡山）にて発表しました。アロエステロール<sup>®</sup>を利用した商品としては、前述のとおり、「ALOE BENE（アロエベネ）」を2014年9月より発売しました。

## 7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。なお、連結財務諸表の作成にあたっては、主として期末日現在などの判断に基づき金額を見積った項目があります。

特に以下の項目に関する見積額は、実際の結果と異なる可能性があります。

#### ①貸倒引当金

貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、今後の個別の業況などによっては、追加引当もしくは取崩しが必要となる可能性があります。

#### ②退職給付費用および債務

退職給付費用および退職給付債務は、割引率など数理計算上で設定される前提条件や年金資産の期待運用収益率に基づいて算出されております。実際の結果が前提条件と異なる場合、または前提条件が変更された場合、将来期間において認識される費用および計上される債務に影響を及ぼす可能性があります。

#### ③投資有価証券の減損

投資有価証券については、その価値の下落が一時的ではなく回復可能性が無いと認められる場合に減損処理を実施しておりますが、今後の市況や投資先の業況などにより、さらに減損処理が必要となる可能性や価格が回復する可能性があります。

### (2) 財政状態

#### ①貸借対照表の状況

当連結会計年度末の資産の部は、海外子会社の設備投資およびそれに伴う資金調達により、有形固定資産合計額、「現金及び預金」が増加したため、合計では前連結会計年度末に比べ、227億7千8百万円増の3,833億5千7百万円となりました。

負債の部は、上記の設備投資等により借入金及び社債の総額が増加したことなどから、合計では前連結会計年度末に比べ、184億5千1百万円増の2,580億7千万円となりました。

純資産の部は、「その他有価証券評価差額金」、「退職給付に係る調整累計額」等の増加により、合計では前連結会計年度末に比べ43億2千7百万円増の1,252億8千6百万円となりました。

この結果、自己資本比率は前連結会計年度末の33.3%から32.4%に、1株当たり純資産額は前連結会計年度末の486.84円から502.36円になりました。

#### ②財務政策

当社グループは、運転資金および設備投資資金の調達に際しては、内部資金を基本としながら、金融機関からの借入、コマーシャル・ペーパーの発行、社債の発行などの外部からの資金も利用しております。外部からの資金調達につきましては、安定的かつ低利を前提としながら、将来の金融情勢の変化等も勘案してバランスのとれた調達を実施しております。なお、当社（提出会社）は機動的な資金調達および当社グループ全体の資金効率アップのため、金融機関15行と総額250億円のコミットメントライン契約を締結しております。

#### ③キャッシュフローの状況

当連結会計年度の各キャッシュ・フローの状況につきましては、「第2 事業の状況 1. 業績等の概要

(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

なお、キャッシュ・フロー指標のトレンドは下記のとおりです。

	平成23年 3月期	平成24年 3月期	平成25年 3月期	平成26年 3月期	平成27年 3月期
自己資本比率 (%)	31.3	30.8	31.4	33.3	32.4
時価ベースの自己資本比率 (%)	21.4	22.2	19.2	22.7	29.4
キャッシュ・フロー対有利子負債比率 (倍)	3.7	5.0	5.5	4.7	14.2
インタレスト・カバレッジ・レシオ (倍)	16.1	13.4	12.8	14.6	7.7

自己資本比率：(純資産－新株予約権－少数株主持分)／総資産

時価ベースの自己資本比率：株式時価総額／総資産

キャッシュ・フロー対有利子負債比率：有利子負債／営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ：営業キャッシュ・フロー／利払い

※ 各指標は、いずれも連結ベースの財務数値により計算しております。

※ 株式時価総額は、期末株価終値×期末発行済株式数により算出しております。

※ 営業キャッシュ・フローは連結キャッシュ・フロー計算書の営業活動によるキャッシュ・フローを使用しております。有利子負債は、連結貸借対照表に計上されている負債のうち利子を支払っている全ての負債を対

象としております。また、利払いについては、連結キャッシュ・フロー計算書の利息の支払額を使用しております。

### (3) 経営成績

当連結会計年度の売上高は、前年比0.7%減の5,948億3千4百万円となりました。当社（提出会社）の売上高は、前年比0.2%増の4,443億7千1百万円であり、その概況は以下の通りです。

#### 市乳

牛乳類は、成分調整牛乳「まきばの空」は前年を下回りましたが、「あじわい便り」などの白物乳飲料が前年に比べ大幅増加となり、「森永のおいしい牛乳」も前年をわずかに上回ったことから、全体でも前年から微増となりました。

乳飲料等は、「マウントレニア カフェラッテ」シリーズは前年に比べ伸長しましたが、「リプトンミルクテイー」や「ピクニック」シリーズが前年を下回ったことから、全体でも前年から減少しました。

ヨーグルトは、「濃密ギリシャヨーグルトパルテノ」や「ラクトフェリンヨーグルト」が前年から大幅増加になりましたが、「アロエヨーグルト」や「ビヒダスヨーグルト 4ポット」シリーズが前年を下回ったことから、全体でも前年を下回りました。

これらにより、市乳の売上高は2,029億8千9百万円（前年比0.7%減）となりました。

#### 乳製品

粉乳は、調製粉乳の「森永はぐくみ」や「クリープ」が前年を下回ったことから、全体でも前年から減少しました。

バターは、家庭用バターが前年を下回りましたが、業務用バターが前年を上回ったことから、全体でも前年から微増となりました。

チーズは、クラフトブランドの「6Pチーズ」や「切れてるチーズ」、「モッツアレラチーズ」が前年を大幅に上回ったことから、全体でも前年を上回りました。

これらにより、乳製品の売上高は935億7千2百万円（前年比1.8%増）となりました。

#### アイスクリーム

アイスクリームは、「ピノ」や「PARM（パルム）」が前年を上回りましたが、氷菓類や「MOW（モウ）」が前年に比べ減少したことから、全体でも前年を下回りました。

これらにより、アイスクリームの売上高は503億9千2百万円（前年比1.3%減）となりました。

#### その他

家庭用コーヒークリームは終売による減少のほか、ゼリーが前年を下回りましたが、業務用クリームや微酸性電解水生成装置「ピュアスター」が前年に比べ大幅増加となりました。

これらにより、その他の売上高は974億1千6百万円（前年比1.3%増）となりました。

当連結会計年度の損益面では、特に第2四半期までは、原材料価格上昇の影響が大きく、連結営業利益は前年比43.2%減の68億5百万円、連結経常利益は前年比33.6%減の82億3千2百万円となりました。また、連結当期純利益は、固定資産売却益の増加や生産体制効率化のための費用が減少したこともあり、前年比14.0%減の41億6千4百万円となりました。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、当連結会計年度は、主として生産設備の新設、更新および合理化と販売体制の強化を目的として総額256億円（有形固定資産）の設備投資を実施いたしました。セグメント別の内訳は次のとおりであります。

食品事業	23,430百万円
その他事業	2,047 〃
計	25,478 〃
消去又は全社	201 〃
合計	25,679 〃

このうち提出会社（当社）では、総額108億円（消去前）（有形固定資産）の設備投資を実施しております。内容といたしましては、食品事業を主としており、主に次のとおりであります。

東京多摩工場	市乳・ヨーグルト設備増強他
利根工場	デザート設備増強他
中京工場	市乳・冷菓設備増強他
支社・支店	販売および物流設備増強他

食品事業における、連結子会社の設備投資としては、主に次のとおりであります。

ミライGmbH	乳原料設備増強他
森永北陸乳業㈱	菌末設備増強他
横浜乳業㈱	ヨーグルト設備増強他

その他事業においては、エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱における賃貸不動産の改修工事などを実施いたしました。



## 2【主要な設備の状況】

グループ(当社及び連結子会社)における主要な設備は、以下のとおりであります。

### (1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
生産設備									
東京多摩工場 (東京都 東大和市)	食品事業	市乳・飲料・デ ザート製造設備	4,484	5,890	14,052 (109,198)	119	513	25,060	241 [21]
神戸工場 (兵庫県 神戸市灘区)	食品事業	乳飲料・ヨーグ ルト・流動食製 造設備	11,992	8,044	1,437 (16,423)	116	29	21,622	114 [2]
利根工場 (茨城県常総市)	食品事業	デザート製造設 備	3,057	4,397	1,637 (226,435)	41	35	9,169	188 [78]
別海工場 (北海道 野付郡別海町)	食品事業	乳製品製造設備	3,285	4,407	34 (111,752)	27	5	7,760	116 [28]
中京工場 (愛知県江南市)	食品事業	市乳・飲料・ア イスクリーム製 造設備	2,504	2,916	1,644 (74,484)	35	31	7,132	172 [196]
近畿工場 (兵庫県西宮市)	食品事業	市乳・飲料・乳 製品製造設備	1,503	1,464	3,752 (53,736)	81	17	6,818	113 [22]
東京工場 (東京都葛飾区)	食品事業	市乳・飲料・デ ザート製造設備	1,809	2,998	154 (66,883)	58	3	5,023	145 [45]
その他生産設備 8工場 北海道地区2 東北地区2 関東地区2 甲信越、東海地 区2	食品事業 その他事 業	市乳・飲料・乳 製品・アイスク リーム・乳加工 品製造設備	6,233	9,251	1,525 (270,374)	171	143	17,325	347 [138]
その他の設備									
本社・その他 (東京都港区、 目黒区、神奈川 県座間市・他)	食品事業 その他事 業	研究所建物・そ の他土地	5,257	254	9,925 (987,784)	532	965	16,936	884 [58]
支社・支店・セ ンター 首都圏支社 (東京都港区) 他全国4支社・ 支店 (東北支店、中部 支社、西日本支 社、九州支店)・ 関東および関西 地区4センター	食品事業	販売・物流機器 ほか	2,248	151	7,228 (140,813)	1,095	802	11,527	758 [45]
合計	—	—	42,377	39,776	41,393 (2,057,885)	2,281	2,548	128,377	3,078 [633]

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 神戸工場は神戸市より土地138,375㎡を賃借しております。

3 その他の設備の「本社・その他」および「支社・支店・センター」に記載している土地の主なものは、次のとおりであります。

区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)	区分	面積(m <sup>2</sup> )	金額(百万円)
「本社・その他」			「支社・支店・センター」		
栃木県那須郡那須町	638,419	138	西日本支社 (岡山県岡山市他)	46,756	1,829
北海道恵庭市	55,598	9	首都圏支社 (千葉県船橋市他)	39,536	1,901
宮城県仙台市 宮城野区	39,358	1,372	中部支社 (愛知県江南市他)	26,528	2,087
宮崎県宮崎市	38,626	737	九州支店 (熊本県熊本市他)	24,331	1,054
徳島県名西郡石井町	32,439	639			

- 4 上記の他、一部建物等について連結会社以外の者から賃借しております。(15千m<sup>2</sup>、426百万円/年)
- 5 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (各生産工場)	食品事業	市乳・飲料製造設備他	主として5年	171
その他の設備 (各事業所)	食品事業	大型コンピュータ 中小型コンピュータおよび パーソナルコンピュータ	4～5年	39

- 6 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。
- 7 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 国内子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産	合計	
エム・エム・プロ パティ・ファンデ イング㈱ (賃貸ビル) (東京都港区)	その他事 業	賃貸ビル	5,442	36	20,009 (6,137)	66	—	25,553	— [—]
富士乳業㈱ 本社工場 (静岡県駿東郡 長泉町)	食品事業	アイスクリー ム製造設備	1,711	2,986	670 (18,751)	31	7	5,406	93 [116]
横浜乳業㈱ 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	市乳・飲料・ デザート製造 設備	1,437	2,538	1,244 (38,390)	90	—	5,311	164 [12]
エムケーチーズ㈱ 本社工場 (神奈川県綾瀬市)	食品事業	チーズ・デザ ート製造設備	1,658	2,156	453 (48,552)	51	25	4,345	162 [—]
森永北陸乳業㈱ 富山工場 他1工 場 (富山県富山市他)	食品事業	アイスクリー ム・菌末製造 設備	987	2,506	220 (40,748)	53	2	3,771	97 [20]
東北森永乳業㈱ 仙台工場 他1工 場 (宮城県仙台市宮 城野区他)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	1,855	973	417 (44,777)	30	3	3,280	117 [45]
沖縄森永乳業㈱ 本社工場 (沖縄県中頭郡 西原町)	食品事業	市乳・飲料製 造設備	1,785	850	520 (14,933)	11	88	3,256	74 [8]
浦幌乳業㈱ 本社工場 (北海道十勝郡 浦幌町)	食品事業	生クリーム・ 市乳製造設備	1,257	1,899	50 (38,224)	29	17	3,254	53 [—]
㈱デリーフーズ 東京本社 (東京都港区) 他全国8支店 (東北、新潟、東 海、北陸、大阪、 中国、四国、九 州)・1センター (九州)	食品事業	販売物流機器 ほか	881	42	1,855 (45,197)	50	52	2,882	325 [48]
熊本乳業㈱ 本社工場 (熊本県熊本市)	食品事業	市乳・飲料・ 練乳製造設備	615	1,138	850 (40,342)	17	179	2,800	106 [43]
㈱シェフオーレ 本社工場 (千葉県八千代市)	食品事業	デザート製造 設備	1,432	55	640 (16,583)	10	365	2,503	48 [240]
東洋乳業㈱ 本社工場 (広島市安佐北区)	食品事業	市乳・飲料・ デザート・ア イスクリュー ム製造設備	698	665	643 (45,512)	23	60	2,090	78 [17]
㈱リザンコーポレ ーション(賃貸ビ ル) (東京都港区)	その他事 業	賃貸ビル	1,947	21	— (—)	13	—	1,982	— [—]

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 在外子会社

会社名 事業所名 (所在地)	セグメント の 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	工具器具 備品	リース 資産		合計
ミライGmbH 本社工場他1事 務所 (ドイツ ロイ トキルヒ市)	食品事業	原料乳製品 製造設備	1,373	3,004	256 (174,235)	179	—	4,813	207 〔—〕

(注) 1 帳簿価額には、建設仮勘定は含まれておりません。

2 上記の他、主な賃貸およびリース設備は、次のとおりであります。

区分 (所在)	セグメントの名称	設備の内容	契約期間	年間リース料 (百万円)
生産設備 (ドイツ ロイト キルヒ市)	食品事業	原料乳製品製造設備	2～6年	334

3 従業員数の〔 〕は、臨時従業員数を外書しております。

### 3【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 重要な設備の新設等

当連結会計年度末における設備の新設、拡充、改修等の計画のうち、重要なものは次のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	資金調達 方法	投資予定金額		着手及び完了予定年月	
					総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	着手	完了
当社 東京多摩工場	東京都 東大和市	食品事業	市乳製造設備	自己資金 借入金等	2,175	669	平成25年 12月	平成27年 6月
当社 利根工場	茨城県 常総市	食品事業	デザート製造設備	自己資金 借入金等	2,270	1,094	平成25年 12月	平成28年 4月
当社 中京工場	愛知県 江南市	食品事業	市乳製造設備	自己資金 借入金等	1,420	10	平成26年 9月	平成27年 9月
ミライGmbH	ドイツ ロイト キルヒ 市	食品事業	乳原料製造設備	借入金等	186百万 ユーロ	53百万 ユーロ	平成26年 3月	平成30年 6月

(注) 上記金額には、消費税を含んでおりません。

#### (2) 重要な設備の除却等

当連結会計年度末において、該当事項はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	720,000,000
計	720,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成27年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成27年6月29日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	248,977,218	248,977,218	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式で あり、単元株式数は1,000株 であります。
計	248,977,218	248,977,218	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

- ① 旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。  
平成17年6月29日定時株主総会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株あたり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月28日 至 平成37年6月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1 資本組入額 1	同左
新株予約権の行使の条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

② 会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づく新株予約権

平成18年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	29	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	29,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成18年8月12日 至 平成38年8月11日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 357 資本組入額 179 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1. 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2. 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3. その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。



- (2) 上記(1)に拘わらず、新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、以下の①または②に定める場合（ただし、②については、（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成37年8月12日から平成38年8月11日
- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
4. 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
5. 募集新株予約権の取得条項  
以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案  
(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案  
(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

平成19年7月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	58	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成19年8月14日 至 平成39年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 391 資本組入額 196 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成38年8月14日から平成39年8月13日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成20年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	58	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	58,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年8月13日 至 平成40年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247 資本組入額 124 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成39年8月13日から平成40年8月12日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	81	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成21年8月13日 至 平成41年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 324 資本組入額 162 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による募集新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 募集新株予約権の目的である株式の種類および数

募集新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各募集新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の募集新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り募集新株予約権を行使できるものとする。

- ①新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成40年8月13日から平成41年8月12日
  - ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間
  - (3) 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 組織再編における募集新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針
- 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する募集新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
  - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
  - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。
  - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
  - (5) 新株予約権を行使することができる期間  
「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
  - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項  
（注）2に準じて決定する。
  - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
  - (8) 新株予約権の取得条項  
（注）5に準じて決定する。
  - (9) その他の新株予約権の行使の条件  
（注）3に準じて決定する。
- 5 募集新株予約権の取得条項
- 以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で募集新株予約権を取得することができる。
- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
  - (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
  - (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	81	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	81,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成22年8月13日 至 平成42年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 268 資本組入額 134 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができるものとする。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれ



に定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合  
平成41年8月13日から平成42年8月12日

②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）  
当該承認日の翌日から15日間

(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成23年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	91	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	91,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成23年8月13日 至 平成43年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 271 資本組入額 136 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成42年8月13日から平成43年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

##### (9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

##### (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

##### (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

##### (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成24年7月11日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	94	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	94,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成24年8月14日 至 平成44年8月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 223 資本組入額 112 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、

(注) 4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成43年8月14日から平成44年8月13日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

##### (9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

##### (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

##### (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

##### (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	102	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成25年8月13日 至 平成45年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 242 資本組入額 121 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

## (注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

## 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

## 3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成44年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合

平成44年8月13日から平成45年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

##### (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

##### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

##### (5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

##### (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### (8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

##### (9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

##### (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

##### (2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

##### (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

平成26年7月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成27年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成27年5月31日)
新株予約権の数(個)	102	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	102,000 (注) 1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり1円	同左
新株予約権の行使期間	自 平成26年8月13日 至 平成46年8月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 308 資本組入額 154 (注) 2	同左
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4	同左

(注) 1 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整するものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以後、株式併合の場合は、その効力発生日以後、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以後、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

3 その他の新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権者は、「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) 上記(1)にかかわらず、新株予約権者は、以下の①または②に定める場合(ただし、②については、(注)4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。)には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。

①新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合



平成45年8月13日から平成46年8月12日

- ②当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）当該承認日の翌日から15日間

- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。

#### 4 組織再編における新株予約権の消滅および再編対象会社の新株予約権交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、（注）1に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（注）2に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の取得条項

（注）5に準じて決定する。

(9) その他の新株予約権の行使の条件

（注）3に準じて決定する。

#### 5 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)または(3)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成26年10月31日(注)	△5,000,000	248,977,218	—	21,704	—	19,478

(注) 平成26年10月31日付で自己株式5,000,000株の消却を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

(6) 【所有者別状況】

平成27年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数1,000株)							計	単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数 (人)	2	63	30	185	178	4	22,219	22,681	—
所有株式数 (単元)	6	96,215	2,719	42,125	48,758	11	56,962	246,796	2,181,218
所有株式数 の割合(%)	0.00	38.99	1.10	17.07	19.76	0.00	23.08	100	—

(注) 自己株式1,897,573株は「個人その他」に1,897単元、「単元未満株式の状況」に573株含めて記載しております。なお、自己株式1,897,573株は株主名簿上の株式数であり、平成27年3月31日現在の実質保有株式数は1,895,573株であります。

また、上記「その他の法人」の中には、証券保管振替機構名義の株式が、8単元含まれております。

## (7) 【大株主の状況】

平成27年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
森永製菓株式会社	東京都港区芝5丁目33-1	26,248	10.54
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町1丁目5番5号	12,228	4.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	11,365	4.56
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,892	3.17
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,942	2.79
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	6,644	2.67
森永乳業従業員持株会	東京都港区芝5丁目33-1	5,260	2.11
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4番5号	4,617	1.85
EVERGREEN (株式会社三菱東京UFJ銀行)	P. O. BOX 2992 RIYADH 11169 KINGDOM OF SAUDI ARABIA (東京都千代田区丸の内2丁目7番1号)	4,194	1.68
農林中央金庫	東京都千代田区有楽町1丁目13番2号	3,837	1.54
計	—	89,229	35.84

- (注) 1 森永製菓株式会社は26,248千株を所有しておりますが、同社はこのほかに5,200千株を退職給付信託として複数の金融機関に信託しております。  
なお、信託した株式に係る議決権の行使および処分権については、信託契約上、森永製菓株式会社が指図権を留保しております。
- 2 大株主は平成27年3月31日現在の株主名簿に基づくものであります。  
なお、株式会社三菱UFJファイナンシャルグループから、平成26年4月21日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成26年4月14日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社三菱東京UFJ銀行	6,942	2.73
三菱UFJ信託銀行株式会社	13,328	5.25
三菱UFJ投信株式会社	386	0.15
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	348	0.14
合計	21,005	8.27

また、株式会社みずほ銀行から、平成27年2月6日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付があり、平成27年1月30日現在で以下の株式を共同保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における実質所有株式数の確認ができない部分については上記表に含めておりません。

大量保有者名	保有株式数(千株)	株式保有割合(%)
株式会社みずほ銀行	12,228	4.91
みずほ信託銀行株式会社	7,076	2.84
合計	19,304	7.75

## (8) 【議決権の状況】

## ① 【発行済株式】

平成27年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,895,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 56,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 244,845,000	244,845	—
単元未満株式	普通株式 2,181,218	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	248,977,218	—	—
総株主の議決権	—	244,845	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が8,000株(議決権8個)および株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が2,000株(議決権2個)含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式573株が含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成27年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 森永乳業株式会社	東京都港区芝五丁目33番 1号	1,895,000	—	1,895,000	0.76
(相互保有株式) 株式会社サンフコ	東京都千代田区鍛冶町 1丁目8番3号	56,000	—	56,000	0.02
計	—	1,951,000	—	1,951,000	0.78

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。  
当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

旧商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、平成17年6月29日の定時株主総会における特別決議により承認されたものであります。

決議年月日	平成17年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役8名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	108,000株を上限とする。
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	平成17年6月30日から平成37年6月29日までの範囲内で、当社取締役会において決定する。
新株予約権の行使の条件	1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。 2 前記1にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。 (1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えていなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで (2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間 3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。

ただし、当社が株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

(平成18年6月29日定時株主総会決議)

会社法第238条第1項および第238条第2項ならびに第240条第1項の規定に基づき、平成18年6月29日の定時株主総会における決議により承認されたものであります。

決議年月日	平成18年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	120,000株を上限とする。(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、新株予約権の行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から5年間に限り新株予約権を行使することができるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、本新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 当該ストックオプション制度に基づく付与対象者の区分及び人数は以下のとおりです。

平成18年7月27日取締役会決議	当社取締役8名
平成19年7月27日取締役会決議	当社取締役9名
平成20年7月10日取締役会決議	当社取締役8名
平成21年7月10日取締役会決議	当社取締役9名
平成22年7月12日取締役会決議	当社取締役9名
平成23年7月11日取締役会決議	当社取締役10名
平成24年7月11日取締役会決議	当社取締役10名
平成25年7月12日取締役会決議	当社取締役8名
平成26年7月10日取締役会決議	当社取締役8名

- 2 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。  
ただし、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。)または株式併合等を行うことにより、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。
- 3 当社取締役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額は年額6,000万円を上限としております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号に該当する取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	39,531	15,239,611
当期間における取得自己株式	5,131	2,286,759

(注) 当期間における取得自己株式には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	5,000,000	1,636,422,214	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他(新株予約権の権利行使)	130,000	42,510,000	—	—
保有自己株式数	1,895,573	—	1,900,704	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、平成27年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取及び売渡による株式は含まれておりません。

### 3 【配当政策】

当社は、利益配分につきましては、企業体質の維持、強化のため、内部留保に意を用いつつ、業績、配当性向等も十分勘案しながら、安定的な配当を継続する方針であります。

当社は、年1回、期末において剰余金の配当を行うことを基本方針としており、剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

当事業年度の株主配当金につきましては、上記方針に基づき1株につき7円とすることを決定いたしました。この結果、当事業年度の配当性向は103.7%となりました。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成27年6月26日 株主総会決議	1,729	7

### 4 【株価の推移】

#### (1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第88期	第89期	第90期	第91期	第92期
決算年月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月
最高(円)	382	362	322	355	515
最低(円)	250	262	256	266	323

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。

#### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成26年10月	11月	12月	平成27年1月	2月	3月
最高(円)	376	404	420	515	511	479
最低(円)	338	355	382	395	451	453

(注) 株価は、東京証券取引所(市場第一部)の市場相場であります。



## 5 【役員 の 状 況】

男性 12名 女性 2名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長		宮原 道夫	昭和26年1月4日生	昭和50年4月 平成9年4月 " 13年4月 " 15年6月 " 17年6月 " 18年2月 " 19年6月 " 21年6月 " 22年2月 " 23年6月 " 24年6月	当社 入社 当社 東京多摩工場製造部長 当社 盛岡工場長 当社 執行役員生産技術部エン 지니어リング担当部長 当社 常務執行役員生産技術部 長 当社 常務執行役員生産本部長 当社 専務執行役員生産本部長 当社 専務取締役 専務執行役 員生産本部長就任 当社 取締役副社長就任 当社 取締役副社長 副社長執 行役員第二営業本部長 当社 代表取締役副社長就任 当社 代表取締役社長就任(現 職)	(注) 4	64
代表取締役 副社長	副社長執 行役員営 業本部長	野口 純一	昭和25年6月30日生	昭和48年4月 平成9年6月 " 11年11月 " 13年4月 " 15年6月 " 18年2月 " 19年6月 " 21年6月 " 22年2月 " 26年6月 " 27年6月	当社 入社 当社 関西支店販売促進第一部 長兼販売促進第二部長 当社 関西支店市乳・D Y販売 部長 当社 市乳・D Y事業部事業統 括室長 当社 執行役員リテール事業部 長 当社 執行役員チルド(リテー ル)事業部長 当社 常務取締役 常務執行役 員営業本部長就任 当社 専務取締役 専務執行役 員営業本部長就任 当社 専務取締役 専務執行役 員第一営業本部長 当社 取締役副社長 副社長執 行役員第一営業本部長就任 当社 代表取締役副社長 副社長 執行役員営業本部長就任(現職)	(注) 4	55
代表取締役 副社長	副社長執 行役員渉 外本部長	小林 八郎	昭和23年4月11日生	昭和51年4月 平成11年10月 " 13年4月 " 15年5月 " 18年2月 " 19年4月 " 19年6月 " 22年6月 " 23年6月 " 23年6月 " 24年6月 " 26年6月 " 27年6月	当社 入社 当社 広告部長 当社 広告マーケティング部長 当社 総務部長 当社 人事部長 当社 人財部長 当社 執行役員人財部長 当社 常務執行役員渉外副本部 長兼人財部長 当社 常務執行役員渉外副本部 長兼人財部長 当社 常務取締役 常務執行役 員渉外本部長兼人財部長就任 当社 常務取締役 常務執行役 員渉外本部長 当社 専務取締役 専務執行役 員渉外本部長就任 当社 代表取締役副社長 副社長 執行役員渉外本部長就任(現職)	(注) 4	34

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
常務取締役	常務執行 役員生産 本部長	青山 和 夫	昭和27年5月7日生	昭和50年4月 平成12年12月 " 17年12月 " 20年4月 " 23年6月 " 25年6月 " 26年6月	当社 入社 当社 東京工場製造部長 当社 東京工場長 当社 品質保証部長 当社 執行役員東京多摩工場長 当社 取締役 常務執行役員生 産本部長就任 当社 常務取締役 常務執行役 員生産本部長就任(現職)	(注) 4	20
常務取締役	常務執行 役員食品 総合研究 所長	大川 禎 一郎	昭和31年6月21日生	昭和57年4月 平成13年6月 " 18年12月 " 24年6月 " 25年6月 " 27年6月	当社 入社 当社 栄養科学研究所栄養食品 開発室長 当社 栄養科学研究所栄養食品 開発部長 当社 食品総合研究所長 当社 執行役員食品総合研究 所長 当社 常務取締役 常務執行役 員食品総合研究所長就任(現職)	(注) 4	24
取締役	常務執行 役員酪農 部長	田 村 賢	昭和31年6月29日生	昭和54年4月 平成16年5月 " 20年5月 " 21年5月 " 22年6月 " 23年6月	当社 入社 社団法人日本乳業協会(現 一般 社団法人日本乳業協会)出向 当社 酪農部北海道担当部長 当社 執行役員酪農部長 当社 常務執行役員酪農部長 当社 取締役 常務執行役員酪 農部長就任(現職)	(注) 4	26
取締役	常務執行 役員経営 企画部長	大 貫 陽 一	昭和34年12月4日生	昭和58年4月 平成18年2月 " 20年5月 " 22年2月 " 23年6月 " 26年11月 " 27年6月	当社 入社 当社 チルド(リテール)事業部 事業企画室長 当社 営業本部営業本部室長 当社 営業本部室長 当社 執行役員経営企画部長兼 広報部長 当社 執行役員経営企画部長 当社 取締役 常務執行役員経 営企画部長就任(現職)	(注) 4	6
取締役	常務執行 役員渉外 部長、渉 外副本部 長	港 毅	昭和39年6月23日生	昭和63年4月 平成16年4月 " 17年9月 " 19年4月 " 19年11月 " 22年6月 " 27年6月	当社 入社 当社 東京多摩工場事務部長 当社 総務部秘書室長 当社 総務部秘書課長 当社 渉外部長 当社 執行役員渉外部長 当社 取締役 常務執行役員渉 外部長、渉外副本部長就任(現 職)	(注) 4	6
取締役		奥 宮 京 子	昭和31年6月2日生	昭和59年4月 平成12年9月 " 13年9月 " 15年8月 " 18年2月 " 26年6月	弁護士登録(現在、第一東京弁護 士会所属) 岩田合同法律事務所入所(～平成 12年8月) 田辺総合法律事務所入所(現職) 法務省法制審議会民事訴訟・民 事執行法部会幹事(～平成16年2 月) 川崎市監査委員(現職) 防衛省防衛調達審議会委員(～平 成26年3月) 日本電気株式会社 社外監査役 就任(現職) 株式会社デイ・シイ 社外取締 役就任(現職) 当社 社外取締役就任(現職)	(注) 4	1

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (千株)
取締役		川上 正治	昭和24年10月4日生	昭和49年4月 平成6年1月 " 10年1月 " 12年1月 " 13年1月 " 17年1月 " 17年6月 " 19年6月 " 20年6月 " 25年6月 " 26年6月 " 27年6月	トヨタ自動車工業株式会社(現トヨタ自動車株式会社)入社 同社 経理本部経理部原価管理室長 国瑞汽車股份有限公司出向 協理 同社 副総経理 トヨタ自動車株式会社経理本部関連事業部長 愛三工業株式会社出向 同社 転籍 取締役就任 同社 常務取締役就任 同社 代表取締役専務就任 同社 非常勤顧問就任 同社 非常勤顧問退任 当社 社外取締役就任(現職)	(注) 4	—
常勤監査役		文屋 貞男	昭和22年9月21日生	昭和46年4月 平成7年4月 " 9年6月 " 13年4月 " 15年6月 " 18年2月 " 19年4月 " 20年6月	当社 入社 当社 医薬品部次長 当社 医薬品部長 当社 乳食品事業部栄養食品部長 当社 広報IR部長 当社 総務部長兼法務室長 当社 総務部長 当社 常勤監査役就任(現職)	(注) 5	24
常勤監査役		飯島 信夫	昭和25年6月27日生	昭和48年4月 平成10年4月 " 13年4月 " 15年6月 " 17年6月 " 19年6月 " 20年5月 " 21年5月 " 22年2月 " 22年6月 " 24年6月 " 24年6月	当社 入社 当社 冷菓冷食部次長 当社 冷菓事業部次長 当社 冷菓事業部長 当社 執行役員冷菓事業部長 当社 執行役員関西支店長 当社 執行役員リテール事業部長 当社 常務執行役員リテール事業部長 当社 常務執行役員第一営業本部リテール事業部長 森永北陸乳業株式会社代表取締役社長就任 当社 社長付 当社 常勤監査役就任(現職)	(注) 5	25
監査役		富田 美栄子	昭和29年8月15日生	昭和55年4月 平成13年4月 " 16年4月 " 19年10月 " 24年6月	弁護士登録(現在、第一東京弁護士会所属) 西綜合法律事務所入所(現職) 東京地方裁判所民事調停委員(現職) 昭和女子大学講師(~平成22年3月) 司法試験委員: 民事訴訟法(~平成22年10月) 当社 社外監査役就任(現職)	(注) 5	32

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役		米田 敬智	昭和20年12月20日生	昭和43年4月 株式会社日本興業銀行(現 株式会社みずほフィナンシャルグループ)入行 平成5年5月 同行 バンコック支店(BIBF)支店長 " 9年1月 同行 バンコック支店(フルプランチ)支店長 " 9年6月 同行 国際融資部長 " 10年5月 同行 退職 " 10年6月 株式会社コパル(現 日本電産コパル株式会社)取締役就任 " 10年10月 日本電産コパル・マレーシア株式会社 代表取締役会長就任 " 14年4月 日本電産コパル株式会社 常務取締役CFO就任 " 20年6月 同社 取締役専務執行役員CFO就任 " 24年6月 同社 専務執行役員就任 " 24年12月 同社 専務執行役員退任 " 27年6月 当社 社外監査役就任(現職)	(注) 6	—
計						317

- (注) 1. 取締役奥宮京子および川上正治の両氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役富田美栄子および米田敬智の両氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
加藤 一郎	昭和30年4月1日生	昭和58年4月 弁護士登録(東京弁護士会所属) 小堀合同法律事務所入所(現 村田・加藤・小森法律事務所)(現職)	—

- (注) 1. 当社との間には特別の利害関係はありません。  
2. 加藤一郎氏は、社外監査役の要件を満たしております。  
4. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任後2年。  
5. 平成24年6月28日開催の定時株主総会において選任後4年。  
6. 平成27年6月26日開催の定時株主総会において選任後4年。  
7. 当社取締役の他の法人等の代表状況等は以下のとおりです。  
宮原 道夫 東京飲用牛乳協会 会長  
日本乳品貿易株式会社 代表取締役社長

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

#### 1. 企業統治等の状況

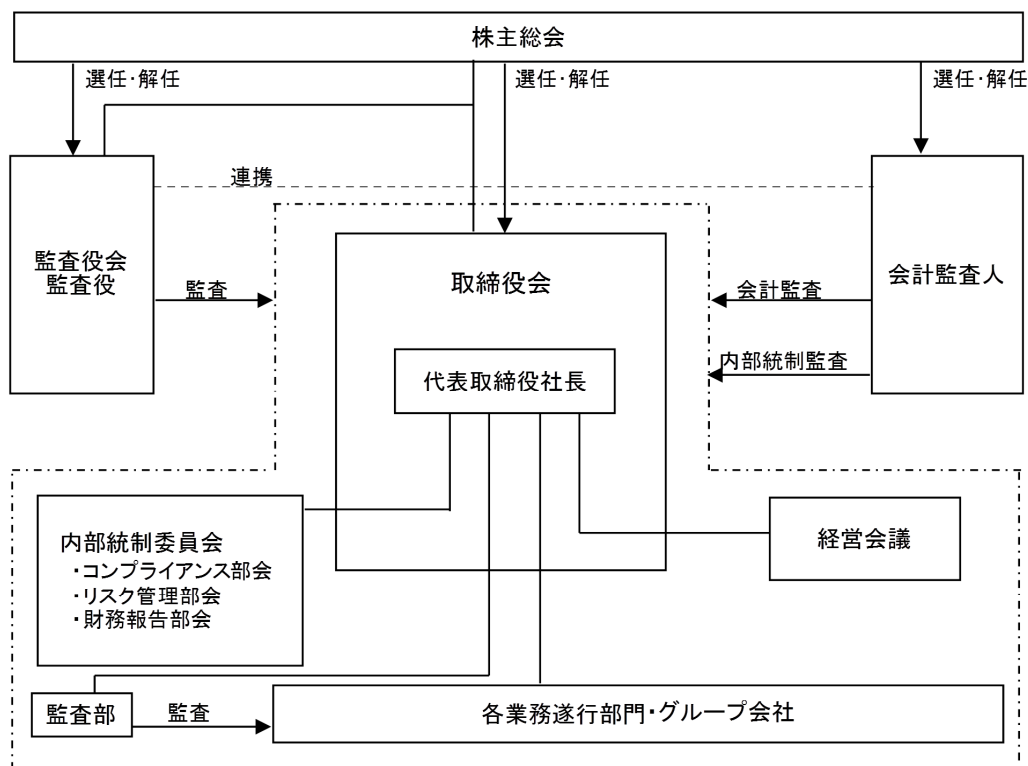
##### (1) 企業統治に関する基本的な考え方

当社グループは、変化の激しい経営環境に迅速かつ的確に対応して、組織体制、経営の仕組みを構築するとともに、経営の透明性と健全性の向上とコンプライアンスの徹底に取り組み、株主をはじめ各ステークホルダーとの円滑な関係の構築を通じつつ、企業価値の向上を目指してまいります。

##### (2) 企業統治の体制の概要

当社は監査役設置会社であります。

会社の機関、内部統制の関係は以下のとおりであります。



##### (3) 当該企業統治の体制を採用する理由

当社は、取締役会とは別に取締役と執行役員で構成する経営会議を設置しております。取締役および執行役員は、経営会議において、それぞれの職務の執行状況について意見交換を行い、当社にとって最適な効率を追求するように努めております。

##### (4) 内部統制システム等の整備の状況

###### ①内部統制システムに関する基本的な考え方

当社グループは、その企業活動の安全と効率とを求めて内部統制を推進することとし、コンプライアンス・リスク管理・財務報告の信頼性確保に取り組んでおります。具体的には、統制基準を定めてこれに基づき業務を執行するとともに、それぞれの担当部署が相互に内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるよう、当社グループの内部統制の構築に取り組んでおります。また、監査役による監査の実効性を確保するため、監査を支える体制の整備にも努めております。

###### ②内部統制システムの整備状況

当社グループは、内部統制を構築するために、当社に内部統制委員会を設置し、総務部がその担当部署となっております。また、各グループ会社の内部統制の統括は、各グループ会社の管理部門が担当しております。そして内部統制委員会は、定期的にこれら当社グループから統制状況の報告を受け、検証を行い、必要な指示を出すこととしております。

コンプライアンスについては、行動規範に則り、取締役および使用人が、法令および定款、社規社則、社会倫理の遵守を企業活動の前提として、経営理念の実現に向けて職務を遂行することを徹底しております。そのために、内部統制委員会コンプライアンス部会を設置し、グループ全体のコンプライアンス活動を推進し、グループコンプライアンス意識の拡大・浸透・定着に努めるとともに、内部通報制度を整え、社内相談窓口に加え社外弁護士を直接の情報受領者とする社内通報・相談制度「森乳ヘルプライン」を運用しております。

リスク管理については、個々のリスクを洗い出し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、リスク管理体制の構築を進めております。そのために、内部統制委員会リスク管理部会を設置、報告体制や協力体制の整備を進めております。また、不測の事態が発生した場合は、危機管理に関する規程に従って迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限に留めることとしております。

情報管理体制については、当社の取締役の職務の執行に係る文書および関連する情報については、各所管部門が情報セキュリティ方針書ほかの社内規程に従い、適切に保存および管理し、取締役は、必要に応じて、これらの文書等を閲覧できるものとしており、また、子会社の取締役等はその職務の執行に係る重要情報を当社に定期的に報告することを義務付け、その基準を明示するとともに体制の整備を進めております。

財務報告の信頼性確保については、業務手順の文書化をはじめとする財務報告作成のために必要な業務プロセス管理を徹底してまいります。そのために、内部統制委員会財務報告部会を設置し、また、会計監査人とも緊密な連携をとり、グループ全体の財務報告の信頼性を確保できる体制の整備を進めております。

監査役監査の実効性確保のため、グループ全体からの報告体制を維持強化し、その報告者の保護、情報の管理を徹底するほか、監査役が重要な会議へ出席し、関係者からの説明を受ける体制の整備を進めております。

### ③反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、取引を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、不当な要求を拒絶するための体制を整備し、外部専門機関と緊密な連携をとりながら、毅然とした経営姿勢を貫き、組織的かつ法的に対応しております。

### ④反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署により、警察署等の外部専門機関と連携をとり、各種対策を講じ対応することとしております。また、反社会的勢力に関する情報を収集蓄積するとともに、対応マニュアルを整備し、本社各部各事業所に対し研修等を行い対応方針の徹底を図っております。

## 2. 内部監査、監査役監査および会計監査の状況

### (1) 内部監査および監査役監査の組織、人員および手続

内部監査につきましては、当社に監査部（8名）を設置し、当社各部門およびグループ会社の業務の適法性、妥当性および有効性について計画的に監査を実施しております。

監査役監査につきましては、各監査役が、監査役会が定めた監査方針、監査計画および監査方法に従って監査活動を実施しております。なお、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

社外監査役の富田美栄子氏は、弁護士として高度な専門的知識を有しております。

社外監査役の米田敬智氏は、長きにわたり金融機関に在籍し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

### (2) 会計監査の状況

会計監査につきましては、当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を結び、会社法に基づく計算書類および連結計算書類等の監査ならびに金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類の監査を受けております。なお、当期において会計監査業務を執行した公認会計士および会計監査業務に係る補助者は下記のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員

大坂谷 卓

市瀬 俊司

会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、公認会計士試験合格者 3名、その他 8名

### (3) 内部監査、監査役（社外監査役を含む）監査および会計監査の相互連携ならびにこれらの監査と内部統制部門との関係

監査役は、会計監査人より定期的に監査計画、監査状況および監査結果の説明・報告を受けるほか、随時期中において情報交換を行い、情報を共有化しております。また、会計監査人が行う現預金・有価証券類の実査への立会および共同でたな卸資産の実地たな卸の立会を行うことにより、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化を図っております。

監査役は、内部監査を担当する監査部より定期的に監査計画、監査状況および監査結果の説明・報告を受けるほか、随時情報交換を行い情報の共有化を図るとともに、監査の信頼性、妥当性の向上に向け一層の連携強化に努めております。

内部統制委員会の特別委員として監査役1名を選任し、監査役と内部統制委員会における情報の共有化を図っております。また、内部監査を担当する監査部は、内部統制委員会に対し、監査計画、監査状況、監査結果の説明・

報告を行うとともに、会計監査人と随時情報交換を行い、内部統制の信頼性、妥当性の向上に向け、連携強化に努めております。

### 3. 社外役員の状況

#### (1) 社外役員の員数等

社外取締役は2名、社外監査役は2名選任しております。

社外取締役との関係については、社外取締役2名は会社法第2条第15号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。社外監査役との関係については、社外監査役2名は会社法第2条第16号の要件を満たしており、当社との間に特別な利害関係はありません。なお、社外取締役および社外監査役の、略歴および所有する当社の株式数は「5役員の状況」に記載のとおりであります。

#### (2) 社外役員が企業統治において果たす機能および役割ならびに選任状況

現在10名の取締役のうち2名を社外取締役、また現在4名の監査役のうち半数の2名を社外監査役とし、より公正な経営管理体制の構築に努めております。社外取締役2名および社外監査役2名は当社グループ外出身者であります。

なお、当社は現状、社外役員を選任するにあたって独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、金融商品取引所の定める独立役員に関する判断基準を参考にしております。

### 4. 役員報酬等

当事業年度における役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数は以下のとおりであります。

区 分	員数	基本報酬	ストック オプション	報酬等の総額
取締役 (社外取締役を除く)	8名	204百万円	31百万円	235百万円
社外取締役	1名	5百万円	—	5百万円
監査役 (社外監査役を除く)	2名	47百万円	—	47百万円
社外監査役	2名	12百万円	—	12百万円
計	13名	269百万円	31百万円	300百万円

(注) 1 ストックオプションは、平成26年7月10日開催の取締役会決議に基づき、新株予約権（株式報酬型ストックオプション）102個を取締役8名に付与したものであります。

2 取締役のうち使用人兼務取締役4名には上記表のほかに使用人給与相当額102百万円を支払っております。

3 役員の報酬等又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

#### i) 取締役・監査役の基本報酬の決定方法

取締役・監査役とも総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(月額：取締役36百万円、監査役6百万円)の範囲内で、以下により決定いたします。

- ・基本報酬は役位ごとに設定し、原則として年功による加算は行わない。
- ・取締役の基本報酬の体系は「基本給（固定報酬）＋業績報酬＝基本報酬額（月額）」とする。監査役については基本報酬額全額を基本給（固定報酬）とし、業績報酬の対象としない。
- ・業績報酬部分は、前年の業績を評価して毎年7月に見直しを行い、必要な改定を行う。固定報酬部分は世間水準等と比較して、改定が必要と判断される場合に改定する。
- ・業績報酬部分の業績反映は、代表取締役は単体および連結の会社業績によるものとし、その他の取締役は、単体および連結の会社業績と個人業績の双方を評価して行う。

#### ii) 取締役へのストックオプション付与決定方法

- ・当社取締役に対する退職慰労金制度を廃止し、これに代えてストックオプションとして新株予約権（行使することにより交付を受けることのできる当社普通株式1株あたりの払込金を1円とする新株予約権）を割り当てている。

- ・総個数及び総報酬額が過去の株主総会で承認されている上限(予約権1個につき付与普通株式数1千株とし、1年以内に発行できる予約権数上限は120個、報酬等合計上限は1年間で60百万円)の範囲内で、付与個数を役員別に決定している。

#### 5. 株式の保有状況

(1) 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額  
銘柄数 120銘柄

貸借対照表計上額 12,497百万円

(2) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的  
前事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
ゼリア新薬工業(株)	2,040,215	4,276	取引先との関係強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,799,000	1,587	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	803	同上
森永製菓(株)	3,431,921	775	同上
(株)武蔵野銀行	90,262	308	同上
(株)オークワ	212,389	195	同上
イオン(株)	159,749	185	同上
太陽化学(株)	242,000	181	同上
鴻池運輸(株)	100,000	159	同上
(株)ヤクルト本社	26,226	135	同上
(株)肥後銀行	195,798	107	同上
(株)セブン&アイ・ホールディングス	26,274	103	同上
(株)静岡銀行	102,378	103	同上
東京海上ホールディングス(株)	33,225	102	同上
三菱食品(株)	42,400	99	同上
東洋水産(株)	23,970	82	同上
(株)マルエツ	219,857	80	同上
(株)常陽銀行	142,477	73	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,880	70	同上
(株)帝国ホテル	26,000	56	同上
日本マクドナルドホールディングス(株)	18,191	50	同上
(株)大木	88,451	48	同上
加藤産業(株)	21,800	47	同上



みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上相当額 (百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	168,800	665	退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保しております。
(株)阿波銀行	1,028,000	564	同上
東洋製罐グループホールディングス(株)	235,000	393	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,483,000	302	同上
(株)横浜銀行	501,000	258	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,600	201	同上
(株)静岡銀行	76,000	76	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

当事業年度  
特定投資株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
ゼリア新薬工業(株)	2,040,215	4,102	取引先との関係強化
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,799,000	2,081	同上
森永製菓(株)	3,431,921	1,448	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	3,940,000	831	同上
(株)武蔵野銀行	90,262	364	同上
(株)ヤクルト本社	26,226	219	同上
イオン(株)	161,996	213	同上
太陽化学(株)	242,000	211	同上
(株)オークワ	216,706	200	同上
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス(株)	145,883	155	同上
東京海上ホールディングス(株)	33,225	150	同上
(株)肥後銀行	195,798	144	同上
(株)セブン&アイ・ホールディングス	26,274	132	同上
鴻池運輸(株)	100,000	127	同上
(株)静岡銀行	102,378	122	同上
三菱食品(株)	42,400	106	同上
東洋水産(株)	23,970	101	同上

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)	保有目的
(株)常陽銀行	142,477	88	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	15,880	73	同上
不二製油(株)	35,431	67	同上
(株)帝国ホテル	26,000	66	同上
エイチ・ツー・オーリテイリング(株)	25,425	57	同上
加藤産業(株)	21,800	54	同上
(株)いなげや	37,987	51	同上

みなし保有株式

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上相当額(百万円)	保有目的
(株)セブン&アイ・ホールディングス	168,800	852	退職給付信託として信託設定しており、信託約款上、当該株式の議決権行使の指図権は当社が留保しております。
(株)阿波銀行	1,028,000	700	同上
東洋製罐グループホールディングス(株)	235,000	414	同上
(株)みずほフィナンシャルグループ	1,483,000	313	同上
(株)三井住友フィナンシャルグループ	45,600	209	同上
(株)静岡銀行	76,000	91	同上

(注) 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

6. 社外役員との責任限定契約の内容の概要

平成24年6月28日開催の第89期定時株主総会で定款を変更し、社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の規定を設けております。社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

- ①社外取締役及び社外監査役が当社に対して会社法第423条第1項の損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ②上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

7. 取締役の定数

当社の取締役は12名以内とする旨定款に定めております。

8. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び取締役の選任決議は、累積投票によらない旨定款に定めております。

9. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするためのものです。

10. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものです。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	63	—	65	0
連結子会社	7	—	7	—
計	70	—	72	0

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度）

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、6百万円であります。

（当連結会計年度）

当社の海外の連結子会社の一部は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属するアーンストヤング・グループに業務を依頼しており、報酬の合計額は、6百万円であります。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

当社は、生産性向上設備投資促進税制における申請書の事前確認業務を新日本有限責任監査法人に委託しております。

④ 【監査報酬の決定方針】

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

### 3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容の適切な把握、及び会計基準等の変更等への的確な対応を実施できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、適時適切な情報収集を行うとともに、同機構が行う研修等に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	7,383	11,409
受取手形及び売掛金	51,813	52,357
商品及び製品	29,834	36,577
仕掛品	910	982
原材料及び貯蔵品	11,647	13,457
繰延税金資産	4,048	4,303
その他	9,685	10,194
貸倒引当金	△600	△503
流動資産合計	114,723	128,779
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	154,351	158,741
減価償却累計額	△85,857	△89,281
建物及び構築物（純額）	※1 68,494	※1 69,459
機械装置及び運搬具	255,729	257,915
減価償却累計額	△197,080	△200,220
機械装置及び運搬具（純額）	※1 58,648	※1 57,694
土地	※1 72,987	※1 72,485
リース資産	7,589	7,991
減価償却累計額	△3,891	△4,076
リース資産（純額）	3,697	3,914
建設仮勘定	6,903	14,220
その他	15,727	14,237
減価償却累計額	△12,757	△11,066
その他（純額）	2,969	3,171
有形固定資産合計	213,701	220,946
無形固定資産		
その他	6,730	6,829
無形固定資産合計	6,730	6,829
投資その他の資産		
投資有価証券	※1, ※2 16,024	※1, ※2 17,136
出資金	※2 88	76
長期貸付金	458	388
退職給付に係る資産	1,367	3,083
繰延税金資産	1,989	1,049
その他	5,651	5,225
貸倒引当金	△156	△157
投資その他の資産合計	25,422	26,801
固定資産合計	245,855	254,578
資産合計	360,578	383,357

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	59,068	54,317
電子記録債務	4,868	5,063
短期借入金	※1 6,194	※1 5,049
1年内返済予定の長期借入金	※1 5,189	※1 5,056
コマーシャル・ペーパー	5,000	15,800
1年内償還予定の社債	15,040	10,000
リース債務	1,950	1,959
未払法人税等	1,853	186
未払費用	29,817	29,578
預り金	19,733	19,315
その他	9,972	16,636
流動負債合計	158,687	162,962
固定負債		
社債	30,000	35,000
長期借入金	※1 29,109	※1 36,425
リース債務	3,466	3,419
退職給付に係る負債	12,458	15,541
資産除去債務	273	260
その他	5,622	4,462
固定負債合計	80,931	95,108
負債合計	239,619	258,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金	19,442	19,442
利益剰余金	77,377	76,442
自己株式	△2,285	△621
株主資本合計	116,238	116,967
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	4,357	5,936
繰延ヘッジ損益	69	△8
為替換算調整勘定	469	767
退職給付に係る調整累計額	△889	461
その他の包括利益累計額合計	4,007	7,157
新株予約権	197	196
少数株主持分	516	965
純資産合計	120,959	125,286
負債純資産合計	360,578	383,357

## ②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	599,273	594,834
売上原価	※1 421,844	※1 422,281
売上総利益	177,428	172,552
販売費及び一般管理費	※2, ※3 165,446	※2, ※3 165,746
営業利益	11,982	6,805
営業外収益		
受取利息	65	49
受取配当金	512	1,087
受取家賃	533	462
負ののれん償却額	186	466
持分法による投資利益	122	125
その他	1,064	1,007
営業外収益合計	2,484	3,198
営業外費用		
支払利息	1,366	1,108
コマーシャル・ペーパー利息	3	5
その他	701	657
営業外費用合計	2,071	1,771
経常利益	12,395	8,232
特別利益		
固定資産売却益	※4 195	※4 987
投資有価証券売却益	1	131
負ののれん発生益	194	1
受取補償金	361	-
出資金売却益	83	-
特別利益合計	837	1,119
特別損失		
固定資産処分損	※5 635	※5 872
公益財団法人ひかり協会負担金	※6 1,678	※6 1,614
減損損失	※7 984	※7 257
工場再編費用	824	340
その他	448	171
特別損失合計	4,572	3,256
税金等調整前当期純利益	8,660	6,096
法人税、住民税及び事業税	3,555	1,996
法人税等調整額	238	△165
法人税等合計	3,793	1,831
少数株主損益調整前当期純利益	4,867	4,265
少数株主利益	27	100
当期純利益	4,839	4,164

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	4,867	4,265
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,267	1,581
繰延ヘッジ損益	70	△78
為替換算調整勘定	735	297
退職給付に係る調整額	-	1,350
持分法適用会社に対する持分相当額	△40	0
その他の包括利益合計	※ 2,032	※ 3,151
包括利益	6,899	7,416
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	6,871	7,314
少数株主に係る包括利益	28	101



③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,442	74,126	△2,298	112,974
会計方針の変更による累積的影響額					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,442	74,126	△2,298	112,974
当期変動額					
剰余金の配当			△1,728		△1,728
当期純利益			4,839		4,839
自己株式の取得				△12	△12
自己株式の処分		△0		25	24
自己株式の消却					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		0	△0		—
連結範囲の変動			140		140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	3,251	12	3,264
当期末残高	21,704	19,442	77,377	△2,285	116,238

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	3,091	△0	△225	—	2,865	196	713	116,750
会計方針の変更による累積的影響額								—
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,091	△0	△225	—	2,865	196	713	116,750
当期変動額								
剰余金の配当								△1,728
当期純利益								4,839
自己株式の取得								△12
自己株式の処分								24
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
連結範囲の変動								140
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,266	69	694	△889	1,141	0	△196	945
当期変動額合計	1,266	69	694	△889	1,141	0	△196	4,209
当期末残高	4,357	69	469	△889	4,007	197	516	120,959

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	21,704	19,442	77,377	△2,285	116,238
会計方針の変更による累積的影響額			△1,723		△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,442	75,654	△2,285	114,515
当期変動額					
剰余金の配当			△1,728		△1,728
当期純利益			4,164		4,164
自己株式の取得				△15	△15
自己株式の処分		△10		42	32
自己株式の消却		△1,636		1,636	—
利益剰余金から資本剰余金への振替		1,646	△1,646		—
連結範囲の変動					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	788	1,663	2,452
当期末残高	21,704	19,442	76,442	△621	116,967

	その他の包括利益累計額					新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	4,357	69	469	△889	4,007	197	516	120,959
会計方針の変更による累積的影響額								△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,357	69	469	△889	4,007	197	516	119,235
当期変動額								
剰余金の配当								△1,728
当期純利益								4,164
自己株式の取得								△15
自己株式の処分								32
自己株式の消却								—
利益剰余金から資本剰余金への振替								—
連結範囲の変動								—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,579	△77	297	1,350	3,149	△0	449	3,598
当期変動額合計	1,579	△77	297	1,350	3,149	△0	449	6,050
当期末残高	5,936	△8	767	461	7,157	196	965	125,286

## ④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	8,660	6,096
減価償却費	15,631	16,810
減損損失	984	257
のれん償却額	128	132
負ののれん償却額	△186	△466
負ののれん発生益	△194	△1
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△11,555	—
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	12,458	3,082
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△80	△96
投資有価証券評価損益 (△は益)	381	9
受取利息及び受取配当金	△577	△1,136
支払利息	1,366	1,108
為替差損益 (△は益)	△53	34
持分法による投資損益 (△は益)	△122	△125
固定資産売却損益 (△は益)	△195	△987
固定資産処分損益 (△は益)	635	872
投資有価証券売却損益 (△は益)	△1	△131
売上債権の増減額 (△は増加)	5,462	△487
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,881	△8,589
仕入債務の増減額 (△は減少)	△1,448	△4,581
未払費用の増減額 (△は減少)	△103	△256
預り金の増減額 (△は減少)	△2,859	△418
その他	△22	1,094
小計	25,429	12,220
利息及び配当金の受取額	608	1,188
利息の支払額	△1,502	△1,109
法人税等の支払額	△2,588	△3,757
営業活動によるキャッシュ・フロー	21,946	8,543
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
固定資産の取得による支出	△16,346	△20,221
固定資産の売却による収入	590	2,419
投資有価証券の取得による支出	△157	△367
投資有価証券の売却による収入	20	407
貸付けによる支出	△7,789	△7,723
貸付金の回収による収入	7,743	7,845
その他	8	△3
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,930	△17,642

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	762	△1,184
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	5,000	10,800
長期借入れによる収入	6,800	12,400
長期借入金の返済による支出	△11,801	△5,220
社債の発行による収入	—	15,000
社債の償還による支出	△15,100	△15,040
自己株式の売却による収入	0	—
自己株式の取得による支出	△12	△15
配当金の支払額	△1,728	△1,728
少数株主への配当金の支払額	△12	△13
ファイナンス・リース債務の返済による支出	△2,119	△2,109
財務活動によるキャッシュ・フロー	△18,211	12,887
現金及び現金同等物に係る換算差額	181	207
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△12,014	3,995
現金及び現金同等物の期首残高	17,305	7,080
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	1,783	—
非連結子会社との合併に伴う現金及び現金同等物の増加額	6	30
現金及び現金同等物の期末残高	※ 7,080	※ 11,105

## 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

### 1 連結の範囲に関する事項

当連結財務諸表に含まれた連結子会社は29社であります。

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略いたします。

㈱リザンコーポレーションは、持分法適用の非連結子会社であった㈱関西流通を平成26年9月1日に吸収合併いたしました。

連結子会社であった清水乳業㈱は、平成26年12月に会社清算したため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

なお、非連結子会社の森永牛乳販売㈱ほか27社はいずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも当連結財務諸表に及ぼす影響に重要性が乏しいため連結の範囲から除いております。

### 2 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法を適用した会社 2社

非連結子会社

ボックス冷蔵㈱、㈱東日本トランスポート

なお、前連結会計年度まで持分法適用の非連結子会社であった㈱関西流通は、㈱リザンコーポレーションに吸収合併されたため、持分法適用の非連結子会社から除外いたしました。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社

①非連結子会社：森永牛乳販売㈱ほか25社

②関連会社：森永リスクコンサルティング㈱ほか5社

上記の会社については、連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が乏しく、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については持分法を適用せず、原価法により評価しております。

### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

決算日が連結決算日と異なる連結子会社は下表のとおりです。

なお、当連結財務諸表の作成に当って、連結決算日との間に生じた重要な取引を調整した上でその決算日の財務諸表を使用しております。

会社名	決算日
森永ニュートリショナルフーズInc.	12月末日
パシフィック・ニュートリショナルフーズInc.	〃
ミライGmbH	〃
エム・エム・プロパティ・ファンディング㈱	2月末日

### 4 会計処理基準に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① たな卸資産

製品、商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料、貯蔵品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

##### ② 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定しております。)

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

##### ③ 特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

##### ④ デリバティブ

時価法

(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

主として定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、主として販売可能期間の見積り（3年）に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3)重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については主として貸倒実績率により計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4)退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間（12.9～20.0年）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間（19.7年）による定額法により均等償却を行っております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、当該子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めております。

(6)重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建予定取引について振当処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

当連結会計年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…借入金の利息、製品輸入による外貨建金銭債務及び外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスク及び為替変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については当該取引の過去の実績及び今後の予定などを勘案し、実行可能性があることを検証することにより有効性の評価を行っております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果が発現すると見積られる期間（計上後20年以内）で均等償却しております。ただし、その金額に重要性が乏しい場合には、発生会計年度に全額償却しております。

(8) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(9) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用して、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準及びポイント基準から期間定額基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が2,677百万円増加し、利益剰余金が1,723百万円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

なお、当連結会計年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、7.02円、0.04円、0.04円減少しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）
- ・「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日）
- ・「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号 平成25年9月13日）
- ・「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）
- ・「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号 平成25年9月13日）

(1) 概要

子会社株式の追加取得等において、支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、当期純利益の表示及び少数株主持分から非支配株主持分への変更並びに暫定的な会計処理の確定の取扱い等について改正されました。

(2) 適用予定日

平成28年3月期の期首から適用します。

なお、暫定的な会計処理の確定の取扱いについては、平成28年3月期の期首以後実施される企業結合から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「企業結合に関する会計基準」等の改正による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であり、ます。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めていた「負ののれん償却額」は営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。

また、前連結会計年度において「特別利益」の「その他」に含めていた「投資有価証券売却益」は特別利益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた1,250百万円は、「負ののれん償却額」186百万円、「その他」1,064百万円として組み替えております。

また、「特別利益」の「その他」に表示していた1百万円は、「投資有価証券売却益」1百万円として組み替えております。

(追加情報)

(連結納税制度の適用)

当社及び一部の連結子会社は、当連結会計年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌連結会計年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日)及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。



(連結貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
土地	2,929百万円	2,969百万円
建物及び構築物	20,152	19,971
機械装置及び運搬具	3,548	2,992
投資有価証券	10	10
合計	26,639	25,942

なお、投資有価証券は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
短期借入金	190百万円	50百万円
長期借入金(一年以内返済予定含む)	15,538	15,020

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
投資有価証券	3,234百万円	2,538百万円
出資金	14	—

3 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行(前連結会計年度は14行)との間で、コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末における借入実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
コミットメントラインの総額	30,000百万円	25,000百万円
借入実行残高	1,500	—
借入未実行残高	28,500	25,000

(連結損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。なお、以下の金額は戻入額と相殺した後のものであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	58百万円	△439百万円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
(1) 販売費		
拡売費	66,807百万円	65,928百万円
運送費・保管料	47,713	48,649
従業員給料・賞与	13,644	14,065
退職給付費用	890	777
貸倒引当金繰入額	△67	6
(2) 一般管理費		
従業員給料・賞与	7,962	7,838
福利厚生費	1,495	1,488
退職給付費用	751	487

※3 販売費及び一般管理費に含まれる研究開発費の総額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
	4,991百万円	4,958百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
土地	147百万円	984百万円
機械装置他	48	2
計	195	987

※5 固定資産処分損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
機械装置及び運搬具	290百万円	461百万円
建物及び構築物	291	252
工具器具備品他	52	158
計	635	872

※6 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、昭和49年4月以降支出しております。

※7 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
香川県高松市	遊休資産	土地	5
福井県福井市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	208
静岡県静岡市	遊休資産	土地、建物、構築物及び機械装置等	771
計			984

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産および遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（984百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物239百万円、機械装置及び運搬具376百万円、その他3百万円、土地365百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は、土地については路線価による相続税評価額または売却見込価額を基に算定し、その他の資産については零として評価しております。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
宮崎県宮崎市	遊休資産	建物、構築物及び機械装置等	230
岡山県津山市	遊休資産	土地	25
香川県高松市	遊休資産	土地	1
計			257

当社グループは、事業用資産については管理会計上の事業区分を基本とし、賃貸資産および遊休資産については個別物件ごとにグルーピングを行っております。上記資産は遊休状態となり、今後の使用見込みもないため、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失（257百万円）として特別損失に計上いたしました。

その内訳は、建物及び構築物214百万円、機械装置及び運搬具15百万円、その他0百万円、土地27百万円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、この評価額は、土地については路線価による相続税評価額を基に算定し、その他の資産については零として評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	1,961百万円	2,036百万円
組替調整額	△1	△8
税効果調整前	1,960	2,028
税効果額	△692	△446
その他有価証券評価差額金	1,267	1,581
繰延ヘッジ損益：		
当期発生額	159	151
組替調整額	△50	△272
税効果調整前	109	△121
税効果額	△38	42
繰延ヘッジ損益	70	△78
為替換算調整勘定：		
当期発生額	735	297
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	—	1,664
組替調整額	—	396
税効果調整前	—	2,061
税効果額	—	△710
退職給付に係る調整額	—	1,350
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	△40	0
その他の包括利益合計	2,032	3,151

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成25年4月1日至平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	253,977	—	—	253,977
合計	253,977	—	—	253,977
自己株式				
普通株式(注)1,2	7,022	41	77	6,986
合計	7,022	41	77	6,986

(注)1 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。

2 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、単元未満株式の買増し請求による減少881株及びストックオプションの行使による減少77,000株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成17年度新株予約権	普通株式	47	—	—	47	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	197
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	197

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,728	7	平成25年3月31日	平成25年6月28日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,728	利益剰余金	7	平成26年3月31日	平成26年6月30日

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(千株)	当連結会計年度増加株式数(千株)	当連結会計年度減少株式数(千株)	当連結会計年度末株式数(千株)
発行済株式				
普通株式(注) 1	253,977	—	5,000	248,977
合計	253,977	—	5,000	248,977
自己株式				
普通株式(注) 2, 3	6,986	39	5,130	1,895
合計	6,986	39	5,130	1,895

(注) 1 平成26年10月31日付で自己株式5,000千株の消却を実施したことにより、発行済株式総数が当該株式数減少しております。

- 2 普通株式の当連結会計年度における株式数の増加は、単元未満株式の買取り請求によるものであります。
- 3 普通株式の当連結会計年度における株式数の減少は、自己株式の消却による減少5,000千株及びストックオプションの行使による減少130千株によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	平成17年度新株予約権	普通株式	47	—	18	29	—
	ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	196
連結子会社	—	—	—	—	—	—	—
合計		—	—	—	—	—	196

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	1,728	7	平成26年3月31日	平成26年6月30日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(百万円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	1,729	利益剰余金	7	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
現金及び預金勘定	7,383百万円	11,409百万円
預入期間が3か月を超える定期預金等	△303	△303
現金及び現金同等物	7,080	11,105

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借手側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

主として食品事業における生産設備 (機械装置及び運搬具) 及び販売設備 (工具、器具及び備品) であります。

(イ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項(2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	508	376	132
その他	34	29	4
合計	543	406	136

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (平成27年3月31日)		
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機械装置及び運搬具	441	348	93
その他	—	—	—
合計	441	348	93

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額等

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未経過リース料期末残高相当額		
1年内	43	33
1年超	93	59
合計	136	93

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
支払リース料	53	36
減価償却費相当額	53	36

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。



2. オペレーティング・リース取引（借手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	455	409
1年超	1,003	759
合計	1,458	1,169

3. ファイナンス・リース取引（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は次のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高

該当事項はありません。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

該当事項はありません。

(3) 受取リース料及び減価償却費

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
受取リース料	2	—
減価償却費	1	—

4. オペレーティング・リース取引（貸手側）

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
1年内	126	110
1年超	230	189
合計	357	300

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については銀行借入れによる間接金融のほか、社債やコマーシャル・ペーパーの発行による直接金融により行っております。デリバティブは、為替及び金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。当該リスクに関しては、与信及び債権管理規程に従い取引先ごとの期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクにさらされておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し管理しております。

支払手形及び買掛金、預り金は、主に支払期日が1年以内の営業債務であります。

短期借入金、コマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものです。変動金利の借入金は、金利の変動リスクにさらされておりますが、このうち長期のものについてはおおむね、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務及び予定取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項

(6) 重要なヘッジ会計の方法」に記載のとおりであります。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクにさらされておりますが、当社グループでは各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価格が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（(注) 4を参照ください）

前連結会計年度（平成26年3月31日）

(単位：百万円)

	連結貸借対照 表計上額	時価 (注) 3	差額
①現金及び預金	7,383	7,383	-
②受取手形及び売掛金	(注) 1 51,552	51,552	-
③投資有価証券 (注) 4			
その他有価証券	11,967	11,967	-
資産合計	70,903	70,903	-
④支払手形及び買掛金	59,068	59,068	-
⑤短期借入金	6,194	6,194	-
⑥預り金	19,733	19,733	-
⑦社債	45,040	45,704	664
⑧長期借入金	34,298	35,049	750
負債合計	164,334	165,749	1,414
⑨デリバティブ取引 (注) 2	110	110	-

当連結会計年度（平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照 表計上額	時価 (注) 3	差額
①現金及び預金	11,409	11,409	-
②受取手形及び売掛金	(注) 1 52,104	52,104	-
③投資有価証券 (注) 4 その他有価証券	13,997	13,997	-
資産合計	77,511	77,511	-
④支払手形及び買掛金	54,317	54,317	-
⑤短期借入金	5,049	5,049	-
⑥預り金	19,315	19,315	-
⑦社債	45,000	45,697	697
⑧長期借入金	41,481	42,222	740
負債合計	165,164	166,602	1,437
⑨デリバティブ取引 (注) 2	(17)	(17)	-

- (注) 1 受取手形及び売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。
- 2 デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は（ ）で示すこととしております。
- 3 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項
- ①現金及び預金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ②受取手形及び売掛金  
これらの時価は、連結決算日における連結貸借対照表計上額から貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該金額によっております。
- ③投資有価証券  
これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は市場価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」を参照下さい。
- ④支払手形及び買掛金、⑤短期借入金、⑥預り金  
これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- ⑦社債  
当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。
- ⑧長期借入金  
長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。
- ⑨デリバティブ取引  
注記事項「デリバティブ取引関係」を参照下さい。
- 4 非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③投資有価証券」には含めておりません。非上場株式の連結貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
非上場株式	4,056	3,138

5 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	7,383	—	—	—
受取手形及び売掛金	51,552	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券（国債・地方債等）	—	10	—	—
合計	58,936	10	—	—

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	11,409	—	—	—
受取手形及び売掛金	52,104	—	—	—
投資有価証券 その他有価証券のうち満期 があるもの 債券（国債・地方債等）	—	10	—	—
合計	63,513	10	—	—

6 社債、借入金の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度（平成26年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,194	—	—	—	—	—
社債	15,040	10,000	10,000	10,000	—	—
長期借入金	5,189	4,250	3,764	9,227	3,703	8,162
合計	26,423	14,250	13,764	19,227	3,703	8,162

当連結会計年度（平成27年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	5,049	—	—	—	—	—
社債	10,000	10,000	10,000	—	5,000	10,000
長期借入金	5,056	4,737	9,918	4,659	5,242	11,867
合計	20,106	14,737	19,918	4,659	10,242	21,867

(有価証券関係)

- 1 売買目的有価証券  
該当ありません。
- 2 満期保有目的の債券  
該当ありません。
- 3 その他有価証券

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	11,462	4,606	6,855
(2) 債券			
国債・地方債等	10	10	0
小計	11,472	4,616	6,855
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	494	614	△120
小計	494	614	△120
合計	11,967	5,231	6,735

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 822百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
(1) 株式	13,592	4,759	8,833
(2) 債券			
国債・地方債等	10	10	0
小計	13,602	4,769	8,833
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	394	465	△70
小計	394	465	△70
合計	13,997	5,235	8,762

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 599百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	20	1	—
合計	20	1	—

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額 （百万円）	売却損の合計額 （百万円）
株式	407	131	—
合計	407	131	—

5. 減損処理を行った有価証券

有価証券について、当連結会計年度は、9百万円（その他有価証券9百万円）、前連結会計年度は381百万円（子会社株式380百万円、その他有価証券0百万円）減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	306	—	2	2

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外 の取引	為替予約取引 売建 米ドル	99	—	△2	△2

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 金利関連

前連結会計年度 (平成26年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	15,977	14,347	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度 (平成27年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特 例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	20,747	18,668	(注) 2

(注) 1 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

## (2) 通貨関連

前連結会計年度（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建	予定取引			
	ユーロ		3,083	—	92
	米ドル		363	—	6
	豪ドル		161	—	9
	合計		3,608	—	108

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度（平成27年3月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約 原則処理	為替予約取引 買建 ユーロ	予定取引	339	—	△14

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。



(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度（キャッシュバランスプラン）及び退職一時金制度を設けております。

また、当社において規約型確定給付企業年金制度に対し退職給付信託を設定しております。

なお、連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付債務の期首残高	17,219百万円	17,576百万円
会計方針の変更による累積的影響額	—	2,677
会計方針の変更を反映した期首残高	17,219	20,254
勤務費用	1,263	1,241
利息費用	241	283
数理計算上の差異の当期発生額	22	△180
退職給付の支払額	△1,169	△820
退職給付債務の期末残高	17,576	20,778

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表((3)に掲げられたものを除く)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
年金資産の期首残高	9,258百万円	10,710百万円
期待運用収益	152	246
数理計算上の差異の当期発生額	861	1,483
事業主からの拠出額	1,246	523
退職給付の支払額	△808	△432
年金資産の期末残高	10,710	12,532

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	4,550百万円	4,225百万円
退職給付費用	358	373
退職給付の支払額	△712	△333
制度への拠出額	△50	△54
その他	79	1
退職給付に係る負債の期末残高	4,225	4,212

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	9,785百万円	9,975百万円
年金資産	△11,152	△13,059
	△1,367	△3,083
非積立型制度の退職給付債務	12,458	15,541
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,091	12,458
退職給付に係る負債	12,458	15,541
退職給付に係る資産	△1,367	△3,083
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,091	12,458

## (5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
勤務費用	1,263百万円	1,241百万円
利息費用	241	283
期待運用収益	△152	△246
数理計算上の差異の費用処理額	590	375
過去勤務費用の費用処理額	21	21
簡便法で計算した退職給付費用	358	373
確定給付制度に係る退職給付費用	2,322	2,048

## (6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
過去勤務費用	－百万円	△21百万円
数理計算上の差異	－	△2,040
合計	－	△2,061

## (7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
未認識過去勤務費用	340百万円	319百万円
未認識数理計算上の差異	1,037	△1,002
合計	1,378	△682

## (8) 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
株式	60.6%	62.2%
債券	20.7	20.5
一般勘定	13.7	13.0
その他	5.0	4.3
合計	100.0	100.0

## (9) 長期期待運用収益率の設定に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (10) 数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
割引率	1.4%	1.4%
長期期待運用収益率	2.3	2.3
予想昇給率	4.2～11.3	4.2～10.5

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
販売費及び一般管理費	24	31

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年ストック・オプション	平成18年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 108,000株	普通株式 108,000株
付与日	平成17年7月27日	平成18年8月11日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>2 行使可能期間にかかわらず、新株予約権者は以下の(1)(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 平成36年6月29日に至るまで新株予約権者が権利行使開始日を迎えなかった場合 平成36年6月30日から平成37年6月29日まで</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該議案承認日の翌日から15日間</p> <p>3 各新株予約権1個当たりの一部行使はできないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1に拘わらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成37年8月11日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成37年8月12日から平成38年8月11日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合) 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成17年7月27日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成18年8月11日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成17年7月28日から平成37年6月29日まで	平成18年8月12日から平成38年8月11日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成19年ストック・オプション	平成20年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 117,000株	普通株式 106,000株
付与日	平成19年8月13日	平成20年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成38年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成38年8月14日から平成39年8月13日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成39年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成39年8月13日から平成40年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、かかる募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成19年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成20年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成19年8月14日から平成39年8月13日まで	平成20年8月13日から平成40年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成21年ストック・オプション	平成22年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 9名	当社取締役 9名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 115,000株	普通株式 115,000株
付与日	平成21年8月12日	平成22年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、募集新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成40年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成40年8月13日から平成41年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該募集新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成41年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成41年8月13日から平成42年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日または決議日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成21年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成22年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成21年8月13日から平成41年8月12日まで	平成22年8月13日から平成42年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

	平成23年ストック・オプション	平成24年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名	当社取締役 10名
株式の種類別のストック・オプション（注）	普通株式 115,000株	普通株式 115,000株
付与日	平成23年8月12日	平成24年8月13日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成42年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成42年8月13日から平成43年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成43年8月13日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成43年8月14日から平成44年8月13日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成23年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成24年8月13日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成23年8月13日から平成43年8月12日まで	平成24年8月14日から平成44年8月13日まで

（注）株式数に換算して記載しております。

	平成25年ストック・オプション	平成26年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 8名	当社取締役 8名
株式の種類別のストック・オプション(注)	普通株式 102,000株	普通株式 102,000株
付与日	平成25年8月12日	平成26年8月12日
権利確定条件	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成44年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成44年8月13日から平成45年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>	<p>1 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年間に限り、募集新株予約権を行使することができる。</p> <p>2 上記1にかかわらず、新株予約権者は、以下の(1)または(2)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>(1) 新株予約権者が平成45年8月12日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成45年8月13日から平成46年8月12日</p> <p>(2) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合） 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>3 新株予約権者が募集新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものとする。</p>
対象勤務期間	平成25年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間	平成26年8月12日から上記権利確定条件を満たす迄の期間
権利行使期間	平成25年8月13日から平成45年8月12日まで	平成26年8月13日から平成46年8月12日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成27年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション	平成21年 ストック・オプション	平成22年 ストック・オプション	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前（株）										
前連結会計年度末	18,000	18,000	43,000	43,000	47,000	47,000	81,000	84,000	102,000	—
付与	—	—	—	—	—	—	—	—	—	102,000
失効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未確定残	18,000	18,000	43,000	43,000	47,000	47,000	81,000	84,000	102,000	102,000
権利確定後（株）										
前連結会計年度末	29,000	29,000	15,000	26,000	60,000	60,000	27,000	24,000	—	—
権利確定	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
権利行使	18,000	18,000	—	11,000	26,000	26,000	17,000	14,000	—	—
失効	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
未行使残	11,000	11,000	15,000	15,000	34,000	34,000	10,000	10,000	—	—

② 単価情報

権利行使価格（円）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
行使時平均株価（円）	355	355	—	362	367	367	355	355	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	356	390	246	323	267	270	222	241	307

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された平成26年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりです。

- ① 使用した評価技法 ブラック・ショールズモデル  
 ② 主な基礎数値及び見積方法

	平成26年ストック・オプション	
株価変動性	(注) 1	26.415%
予想残存期間	(注) 2	10年
予想配当	(注) 3	7円/株
無リスク利率	(注) 4	0.523%

- (注) 1. 10年間（平成16年8月12日から平成26年8月12日まで）の株価実績に基づき算定しております。  
 2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。  
 3. 平成26年3月期の配当実績によっております。  
 4. 予想残存期間に対応する期間の国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。



## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付に係る負債	3,390 百万円	4,084 百万円
退職給付信託	334	227
未払賞与	1,871	1,727
その他有価証券等時価会計評価損	519	391
未払費用	1,595	1,475
未実現利益消去	1,353	1,306
減価償却費	553	525
繰延資産	76	80
貸倒引当金	228	186
その他	2,912	2,467
繰延税金資産小計	12,834	12,473
評価性引当額	△2,299	△2,011
繰延税金資産合計	10,535	10,462
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	△3,359	△3,230
新規連結子会社の時価評価に伴う評価差額	△1,012	△657
その他有価証券評価差額金	△2,368	△2,813
その他	△60	△20
繰延税金負債合計	△6,799	△6,721
繰延税金資産の純額	3,735	3,740

(注) 繰延税金資産の純額は、連結財務諸表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
流動資産－繰延税金資産	4,048百万円	4,303百万円
固定資産－繰延税金資産	1,989	1,049
流動負債－その他	△0	△0
固定負債－その他	△2,303	△1,612

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当連結会計年度 (平成27年3月31日)
連結財務諸表提出会社の法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9%	4.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.5%	△6.4%
住民税均等割等	2.3%	2.8%
評価性引当額	1.5%	△4.7%
試験研究費等税額控除	△2.1%	—%
清算に伴う子会社繰越欠損金の引継ぎ	—	△4.1%
負ののれん償却額	△0.8%	△2.7%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.4%	7.5%
その他	0.1%	△2.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	43.8%	30.0%

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は163百万円減少し、法人税等調整額が458百万円、その他有価証券評価差額金が271百万円、退職給付に係る調整累計額が24百万円、繰延ヘッジ損益が0百万円それぞれ増加しております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要及び金額の算定方法

定期借地権契約に伴う原状回復義務及びアスベストを除去する義務に関し資産除去債務を計上しております。

資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は3年から50年、割引率は0.6%から2.3%を使用しております。

ロ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
期首残高	265百万円	273百万円
時の経過による調整額	2	2
資産除去債務の履行による減少額	—	△15
その他増加額	5	—
期末残高	273	260

（賃貸等不動産関係）

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビル等（土地を含む）を有しております。前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は685百万円（賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上）、減損損失は5百万円（特別損失に計上）であります。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は247百万円（賃貸収益は主として売上高に計上、賃貸費用は主として売上原価に計上）、減損損失は27百万円（特別損失に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額および時価は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	前連結会計年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
連結貸借対照表計上額		
期首残高	28,766	30,632
期中増減額	1,865	△1,146
期末残高	30,632	29,485
期末時価	40,480	38,418

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
- 2 期中増減額のうち、前連結会計年度には連結子会社の生産中止に伴う遊休不動産の増加(1,286百万円)および減損損失(5百万円)が含まれており、当連結会計年度には連結子会社の生産中止に伴う遊休不動産の売却による減少(1,286百万円)および減損損失(27百万円)が含まれております。
- 3 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために独立した財務情報を把握している構成単位で、定期的に検討を行う対象としているものであります。

当社グループは製品・サービス別の各事業を基礎とした事業セグメントから構成されており、その中から「食品事業」を報告セグメントとしております。

「食品事業」では主に市乳、乳製品、アイスクリーム、飲料などの製造・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格に基づいております。

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用して、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準及びポイント基準から期間定額基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

この変更に伴い、従来の方によった場合に比べ、当連結会計年度のセグメント利益は、「食品」で14百万円減少しております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	575,866	23,406	599,273	—	599,273
セグメント間の内部売上高または振替高	560	5,961	6,521	△6,521	—
計	576,427	29,367	605,794	△6,521	599,273
セグメント利益	18,193	2,479	20,672	△8,690	11,982
セグメント資産	296,494	48,085	344,580	15,998	360,578
その他の項目					
減価償却費	14,652	592	15,244	386	15,631
のれんの償却額	128	—	128	—	128
持分法適用会社への投資額	1,375	—	1,375	—	1,375
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	16,661	1,150	17,812	490	18,302

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他 (注) 1	合計	調整額 (注) 2	連結 財務諸表 計上額 (注) 3
	食品				
売上高					
外部顧客への売上高	574,520	20,313	594,834	—	594,834
セグメント間の内部売上高または振替高	366	5,879	6,245	△6,245	—
計	574,886	26,193	601,079	△6,245	594,834
セグメント利益	14,057	1,324	15,381	△8,575	6,805
セグメント資産	314,875	48,609	363,484	19,872	383,357
その他の項目					
減価償却費	15,768	667	16,436	374	16,810
のれんの償却額	132	—	132	—	132
持分法適用会社への投資額	817	—	817	—	817
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	24,355	2,050	26,405	201	26,607

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、飼料、プラント設備の設計施工、不動産の賃貸などが含まれております。

2. 調整額の内容は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益 (百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△599	△423
全社費用※	△8,090	△8,152
合計	△8,690	△8,575

※ 全社費用は、主に事業セグメントに配賦していない一般管理費であります。

(2)セグメント資産 (百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
セグメント間取引消去	△5,493	△4,665
全社資産※	21,491	24,537
合計	15,998	19,872

※ 全社資産は、主に事業セグメントに帰属しない管理部門に係る資産等であります。

(3)減価償却費の調整額は、主に本社設備等に係る償却費であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額は、主に本社設備等に係る投資額であります。

3. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	984	—	—	984

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
減損損失	257	—	—	257

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	128	—	—	128
当期末残高	781	—	—	781

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	184	1	—	186
当期末残高	1,677	12	—	1,689

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	132	—	—	132
当期末残高	696	—	—	696

なお、平成22年4月1日前行われた企業結合により発生した負ののれんの償却額及び未償却残高は、以下のとおりであります。

（単位：百万円）

	食品	その他	全社・消去	合計
当期償却額	464	1	—	466
当期末残高	1,212	11	—	1,223

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度において、食品事業において194百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、連結子会社株式を追加取得したことによるものです。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度において、食品事業において1百万円の負ののれん発生益を計上しております。これは、連結子会社株式を追加取得したことによるものです。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

当連結会計年度については、該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

当連結会計年度については、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり純資産額	486.84円	502.36円
1株当たり当期純利益金額	19.60円	16.86円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	19.54円	16.81円

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 （自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）	当連結会計年度 （自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額（百万円）	4,839	4,164
普通株式に係る当期純利益金額（百万円）	4,839	4,164
期中平均株式数（千株）	246,967	247,041
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額（百万円）	—	—
普通株式増加数（千株）	761	748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
		平成 年 月 日					平成 年 月 日
当社	第8回無担保社債	19. 8. 6	15,000 (15,000)	—	年 1.98	無担保社債	26. 8. 6
当社	第9回無担保社債	21. 12. 15	10,000	10,000	年 1.20	無担保社債	28. 12. 15
当社	第10回無担保社債	22. 2. 5	10,000	10,000 (10,000)	年 1.00	無担保社債	28. 2. 5
当社	第11回無担保社債	24. 3. 6	10,000	10,000	年 0.69	無担保社債	30. 3. 6
当社	第12回無担保社債	26. 5. 8	—	5,000	年 0.32	無担保社債	31. 5. 8
当社	第13回無担保社債	26. 5. 8	—	10,000	年 0.88	無担保社債	36. 5. 8
浦幌乳業株	第2回無担保社債	21. 9. 2	40 (40)	—	年 1.01	無担保社債	26. 9. 2
合計	—	—	45,040 (15,040)	45,000 (10,000)	—	—	—

(注) 1 連結決算日後5年間の償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
10,000	10,000	10,000	—	5,000

2 前期末残高及び当期末残高の( )内は、1年以内の償還予定額であります。



【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,194	5,049	0.65	—
1年以内に返済予定の長期借入金	5,189	5,056	1.12	—
1年以内に返済予定のリース債務	1,950	1,959	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	29,109	36,425	1.00	平成31年～38年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	3,466	3,419	—	—
その他有利子負債				
コマーシャル・ペーパー	5,000	15,800	0.09	—
その他	8,083	8,228	1.01	—
合計	58,994	75,938	—	—

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
- 2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
- 3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	4,737	9,918	4,659	5,242
リース債務	1,267	892	507	310

- 4 「その他有利子負債」の「その他」は営業保証金等であり、連結決算日後5年以内における返済予定額は、その金額を確定できないため記載を省略しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	153,717	315,762	463,363	594,834
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(百万円)	1,472	4,678	6,289	6,096
四半期(当期)純利益金額(百万円)	903	3,280	4,540	4,164
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	3.66	13.28	18.38	16.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額(△)(円)	3.66	9.63	5.10	△1.52

## 2 【財務諸表等】

### (1) 【財務諸表】

#### ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,698	3,478
受取手形	804	691
売掛金	45,742	46,804
商品及び製品	25,224	31,090
半製品	49	35
原材料	6,694	8,091
貯蔵品	1,731	1,842
前払費用	567	407
短期貸付金	10,537	8,835
立替金	6,722	6,499
繰延税金資産	3,280	3,578
未収還付法人税等	—	513
その他	4,875	5,170
貸倒引当金	△2,331	△2,223
流動資産合計	105,597	114,815
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 38,616	※1 37,719
構築物	4,750	4,658
機械及び装置	41,484	39,770
車両運搬具	5	6
工具、器具及び備品	2,198	2,281
土地	※1 41,072	※1 41,393
リース資産	2,622	2,548
建設仮勘定	4,050	5,393
有形固定資産合計	134,799	133,770

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
無形固定資産		
のれん	15	8
借地権	3,321	3,321
商標権	2	2
ソフトウェア	749	1,093
リース資産	1,209	926
電話加入権	111	111
その他	261	384
無形固定資産合計	5,671	5,847
投資その他の資産		
投資有価証券	※1 11,069	※1 12,507
関係会社株式	8,403	8,426
出資金	56	55
関係会社出資金	21,357	27,666
長期貸付金	10,141	10,000
長期前払費用	2,491	2,170
粉乳中毒救済基金（特定包括信託）	※2 3,003	※2 3,001
その他	2,126	1,757
貸倒引当金	△83	△69
投資その他の資産合計	58,564	65,517
固定資産合計	199,036	205,134
資産合計	304,633	319,950
負債の部		
流動負債		
支払手形	177	109
買掛金	49,512	45,441
電子記録債務	4,635	4,676
短期借入金	1,500	-
1年内返済予定の長期借入金	※1 3,266	※1 3,535
コマーシャル・ペーパー	5,000	15,800
1年内償還予定の社債	15,000	10,000
リース債務	1,259	1,200
未払金	7,446	8,066
未払費用	23,556	23,430
未払法人税等	181	-
未払消費税等	156	768
前受金	79	67
預り金	44,091	44,408
流動負債合計	155,861	157,505

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
<b>固定負債</b>		
社債	30,000	35,000
長期借入金	※1 21,940	※1 28,600
リース債務	2,745	2,446
繰延税金負債	2,016	1,588
退職給付引当金	7,513	10,695
資産除去債務	83	83
その他	685	760
<b>固定負債合計</b>	<b>64,985</b>	<b>79,174</b>
<b>負債合計</b>	<b>220,846</b>	<b>236,679</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	21,704	21,704
資本剰余金		
資本準備金	19,478	19,478
資本剰余金合計	19,478	19,478
利益剰余金		
利益準備金	3,529	3,529
その他利益剰余金		
配当引当積立金	5,200	5,200
固定資産圧縮積立金	6,053	6,565
別途積立金	19,000	20,800
繰越利益剰余金	7,058	1,315
利益剰余金合計	40,840	37,410
自己株式	△2,285	△621
株主資本合計	79,737	77,971
<b>評価・換算差額等</b>		
その他有価証券評価差額金	3,795	5,103
繰延ヘッジ損益	56	-
評価・換算差額等合計	3,852	5,103
<b>新株予約権</b>	197	196
<b>純資産合計</b>	<b>83,787</b>	<b>83,270</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>304,633</b>	<b>319,950</b>

## ②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
売上高	443,640	444,371
売上原価	336,123	339,762
売上総利益	107,516	104,608
販売費及び一般管理費	※ <sub>1</sub> 104,575	※ <sub>1</sub> 104,875
営業利益又は営業損失(△)	2,941	△267
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,970	3,509
雑収入	※ <sub>2</sub> 1,818	※ <sub>2</sub> 1,676
営業外収益合計	5,788	5,185
営業外費用		
支払利息	1,148	965
雑損失	530	481
営業外費用合計	1,679	1,447
経常利益	7,050	3,471
特別利益		
固定資産売却益	74	750
投資有価証券売却益	17	114
受取補償金	358	-
特別利益合計	449	865
特別損失		
固定資産処分損	432	620
公益財団法人ひかり協会負担金	※ <sub>3</sub> 1,678	※ <sub>3</sub> 1,614
減損損失	5	201
関係会社株式評価損	466	-
工場再編費用	404	30
その他	96	10
特別損失合計	3,084	2,477
税引前当期純利益	4,416	1,858
法人税、住民税及び事業税	911	272
法人税等調整額	176	△82
法人税等合計	1,088	189
当期純利益	3,327	1,668

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金				
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529	5,200	6,111	18,000	6,402	39,242
会計方針の変更による累積的影響額										—
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529	5,200	6,111	18,000	6,402	39,242
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△65		65	—
固定資産圧縮積立金の積立							7		△7	—
別途積立金の積立								1,000	△1,000	—
剰余金の配当									△1,728	△1,728
当期純利益									3,327	3,327
自己株式の取得										
自己株式の処分			△0	△0						
自己株式の消却										
利益剰余金から資本剰余金への振替			0	0					△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	△58	1,000	656	1,598
当期末残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529	5,200	6,053	19,000	7,058	40,840

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,298	78,126	2,653	—	2,653	196	80,977
会計方針の変更による累積的影響額		—					—
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,298	78,126	2,653	—	2,653	196	80,977
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
固定資産圧縮積立金の積立		—					—
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△1,728					△1,728
当期純利益		3,327					3,327
自己株式の取得	△12	△12					△12
自己株式の処分	25	24					24
自己株式の消却		—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,142	56	1,199	0	1,199
当期変動額合計	12	1,611	1,142	56	1,199	0	2,810
当期末残高	△2,285	79,737	3,795	56	3,852	197	83,787

当事業年度（自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当引当積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529	5,200	6,053	19,000	7,058	40,840
会計方針の変更による累積的影響額									△1,723	△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529	5,200	6,053	19,000	5,335	39,117
当期変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩							△59		59	—
固定資産圧縮積立金の積立							572		△572	—
別途積立金の積立								1,800	△1,800	—
剰余金の配当									△1,728	△1,728
当期純利益									1,668	1,668
自己株式の取得										
自己株式の処分			△10	△10						
自己株式の消却			△1,636	△1,636						
利益剰余金から資本剰余金への振替			1,646	1,646					△1,646	△1,646
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	512	1,800	△4,019	△1,706
当期末残高	21,704	19,478	—	19,478	3,529	5,200	6,565	20,800	1,315	37,410

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△2,285	79,737	3,795	56	3,852	197	83,787
会計方針の変更による累積的影響額		△1,723					△1,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,285	78,014	3,795	56	3,852	197	82,064
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩		—					—
固定資産圧縮積立金の積立		—					—
別途積立金の積立		—					—
剰余金の配当		△1,728					△1,728
当期純利益		1,668					1,668
自己株式の取得	△15	△15					△15
自己株式の処分	42	32					32
自己株式の消却	1,636	—					—
利益剰余金から資本剰余金への振替		—					—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,307	△56	1,250	△0	1,249
当期変動額合計	1,663	△43	1,307	△56	1,250	△0	1,206
当期末残高	△621	77,971	5,103	—	5,103	196	83,270



## 【注記事項】

(重要な会計方針)

### 1 有価証券の評価基準及び評価方法

#### (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

#### (2) その他有価証券

##### ① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

##### ② 時価のないもの

移動平均法による原価法

### 2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法

#### (1) デリバティブ

時価法

#### (2) 特定包括信託等

粉乳中毒事件に関連し、被災者救済事業資金の支出を確実にすることを目的として設定する粉乳中毒救済基金の特定包括信託については、その他有価証券に準じて評価しております。

### 3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品、製品、半製品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

原材料、貯蔵品

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

### 4 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法によっております。

ただし、販売目的のソフトウェアについては、販売可能期間の見積り(3年)に基づく定額法によっており、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

ただし、リース物件の所有権が借主に移転するものと認められる以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の貸借借処理に係る方法に準じた会計処理によっております。

### 5 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務費用については、発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により均等償却を行っております。

数理計算上の差異については、発生年度における従業員の平均残存勤務期間による定額法により、翌事業年度から費用処理することとしております。

## 6 ヘッジ会計の方法

### (1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、金利スワップについては、金融商品会計に係る会計基準に定める特例処理の要件を満たしており、この特例処理によっております。

また、為替予約について、外貨建予定取引について振当処理を行っております。

### (2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約

ヘッジ対象…借入金の利息、外貨建予定取引

### (3) ヘッジ方針

権限規定に基づき、金融市場の金利変動リスクの対応手段として、デリバティブ取引を実施しております。

### (4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについては特例処理によっており、有効性の評価を省略しております。

また、為替予約については同一通貨で同一金額、同一期日の為替予約を締結しており、その後の為替相場の変動による相関関係が確保されているため、有効性の評価を省略しております。

## 7 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### (会計方針の変更)

#### 退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用して、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準及びポイント基準から期間定額基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が2,677百万円増加し、繰越利益剰余金が1,723百万円減少しております。また、当事業年度の営業損失が14百万円増加し、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ14百万円減少しております。

なお、当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額はそれぞれ、7.02円、0.04円、0.04円減少しております。

### (追加情報)

#### (連結納税制度の適用)

当社は、当事業年度中に連結納税制度の承認申請を行い、翌事業年度から連結納税制度が適用されることとなったため、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」（企業会計基準委員会実務対応報告第5号 平成27年1月16日）及び「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」（企業会計基準委員会実務対応報告第7号 平成27年1月16日）に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
土地	34百万円	34百万円
建物	10,119	9,709
投資有価証券	10	10
合計	10,163	9,753

なお、投資有価証券は宅建業営業保証金として担保に供したものであります。

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
長期借入金（一年以内返済予定含む）	6,666百万円	5,708百万円

※2 粉乳中毒事件に関連し、昭和49年6月より設定しているもので、被災者救済事業資金の支出を確実にするための基金であります。

3 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
短期金銭債権	36,886百万円	36,463百万円
長期金銭債権	10,359	10,342
短期金銭債務	47,141	45,831

4 保証債務

関係会社の銀行借入等に対し、債務保証及び保証予約を行っております。

(1) 債務保証

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	937百万円	766百万円

(2) 保証予約

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
	916百万円	895百万円

5 コミットメントライン契約

提出会社は、機動的な資金調達を行うために取引金融機関15行（前事業年度は14行）との間で、コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
コミットメントラインの総額	30,000百万円	25,000百万円
借入実行残高	1,500	—
借入未実行残高	28,500	25,000

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度85%、当事業年度85%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度15%、当事業年度15%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
拡売費	51,923百万円	51,943百万円
広告宣伝費	4,666	5,097
運送費・保管料	17,316	17,199
従業員給料・賞与	14,330	14,570
福利厚生費	2,559	2,598
減価償却費	1,331	1,525
貸倒引当金繰入額	△64	△9

※2 受取家賃などがあります。

※3 公益財団法人ひかり協会による粉乳中毒事件の全被災者を対象とした救済事業の事業資金負担額であり、昭和49年4月以降支出しております。

4 関係会社との取引高の総額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	当事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)
関係会社に対する売上高	112,818百万円	114,908百万円
関係会社からの仕入高	102,898	105,672
関係会社との営業取引以外の取引高	9,064	8,216

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,329百万円、関連会社株式1,097百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,303百万円、関連会社株式1,100百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
(繰延税金資産)		
退職給付引当金	2,113 百万円	2,910 百万円
退職給付信託	334	227
その他有価証券等時価会計評価損	2,009	1,741
未払賞与	1,424	1,311
未払費用	1,482	1,385
減価償却費	338	352
繰延資産	64	69
貸倒引当金	846	741
繰越欠損金	—	694
その他	1,116	864
繰延税金資産小計	9,729	10,298
評価性引当額	△3,023	△2,768
繰延税金資産合計	6,706	7,529
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮記帳積立金	△3,352	△3,139
その他有価証券評価差額金	△2,057	△2,400
その他	△32	△0
繰延税金負債合計	△5,442	△5,540
繰延税金資産の純額	1,263	1,989

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成26年3月31日)	当事業年度 (平成27年3月31日)
法定実効税率	38.0%	35.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.7%	11.6%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△21.0%	△45.7%
住民税均等割等	2.7%	5.4%
清算に伴う子会社繰越欠損金の引継ぎ	—%	△13.6%
試験研究費等税額控除	△4.2%	—%
評価性引当額	4.1%	0.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.7%	18.7%
その他	△5.4%	△2.7%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.7%	10.2%

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は103百万円減少し、法人税等調整額が347百万円、その他有価証券評価差額金が244百万円それぞれ増加しております。

(重要な後発事象)  
該当事項はありません。

## ④【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却 累計額
有形固 定資産	建物	84,346	1,867	826 (184)	2,402	85,387	47,668
	構築物	13,290	247	29 (9)	328	13,508	8,850
	機械及び装置	192,059	5,464	4,467 (5)	6,844	193,056	153,286
	車両運搬具	44	2	5	1	41	35
	工具、器具及び備品	11,865	779	2,363	564	10,282	8,001
	土地	41,072	410	89 (1)	—	41,393	—
	リース資産	5,221	783	661	854	5,344	2,795
	建設仮勘定	4,050	9,509	8,166	—	5,393	—
	計	351,951	19,065	16,610 (201)	10,995	354,406	220,636
無形固 定資産	のれん	60	7	—	13	67	58
	借地権	3,321	—	—	—	3,321	—
	商標権	8	0	—	0	8	6
	ソフトウェア	890	590	—	246	1,481	387
	電話加入権	111	—	0	—	111	—
	リース資産	2,324	126	3	409	2,447	1,520
	その他	392	573	445	5	520	136
	計	7,108	1,297	448	676	7,957	2,110

- (注) 1 建物の増加のうち、主なものは東京多摩工場(817百万円)であります。機械及び装置の増加のうち、主なものは東京多摩工場(2,062百万円)、別海工場(556百万円)、佐呂間工場(518百万円)であり、減少のうち、主なものは中京工場(1,237百万円)、東京多摩工場(1,101百万円)であります。工具、器具及び備品の減少のうち、主なものは支社・支店(1,835百万円)であります。
- 2 建設仮勘定の増加のうち、主なものは東京多摩工場(3,137百万円)、利根工場(1,311百万円)、中京工場(939百万円)であります。
- 3 「当期減少額」欄の( )内は内書きで、減損損失の計上額であります。
- 4 当期首残高及び当期末残高につきましては、取得価額にて記載しております。

## 【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	2,415	2,293	2,415	2,293

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

特記事項はありません。



## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	1,000株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	_____
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告により行う。事故その他やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 ホームページアドレス <a href="http://www.morinagamilk.co.jp/">http://www.morinagamilk.co.jp/</a>
株主に対する特典	毎年9月30日現在、1,000株以上保有の株主に、当社製品を11月から12月に贈呈いたします。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、取得請求権付株式の取得を請求する権利、募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利および当社定款に定める単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- |                                 |   |                               |  |                           |
|---------------------------------|---|-------------------------------|--|---------------------------|
| (1) 発行登録追補書類（社債）<br>及びその添付書類    |   |                               |  | 平成26年4月25日<br>関東財務局長に提出。  |
| (2) 有価証券報告書<br>及びその添付書類並びに確認書   | 事業年度<br>(第91期)  | 自 平成25年4月1日<br>至 平成26年3月31日   |  | 平成26年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (3) 内部統制報告書及びその添付書類             |   |                               |  | 平成26年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (4) 訂正発行登録書（社債）                 |   |                               |  | 平成26年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (5) 訂正発行登録書（新株予約権証券）            |   |                               |  | 平成26年6月30日<br>関東財務局長に提出。  |
| (6) 臨時報告書                       | 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づく臨時報告書であります。 |                               |  | 平成26年7月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| (7) 訂正発行登録書（社債）                 |   |                               |  | 平成26年7月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| (8) 訂正発行登録書（新株予約権証券）            |   |                               |  | 平成26年7月1日<br>関東財務局長に提出。   |
| (9) 四半期報告書及び確認書                 | (第92期第1四半期)   | 自 平成26年4月1日<br>至 平成26年6月30日   |  | 平成26年8月8日<br>関東財務局長に提出。   |
| (10) 訂正発行登録書（社債）                |   |                               |  | 平成26年8月8日<br>関東財務局長に提出。   |
| (11) 訂正発行登録書（新株予約権証券）           |   |                               |  | 平成26年8月8日<br>関東財務局長に提出。   |
| (12) 四半期報告書及び確認書                | (第92期第2四半期)   | 自 平成26年7月1日<br>至 平成26年9月30日   |  | 平成26年11月12日<br>関東財務局長に提出。 |
| (13) 訂正発行登録書（社債）                |   |                               |  | 平成26年11月12日<br>関東財務局長に提出。 |
| (14) 訂正発行登録書（新株予約権証券）           |   |                               |  | 平成26年11月12日<br>関東財務局長に提出。 |
| (15) 四半期報告書及び確認書                | (第92期第3四半期)   | 自 平成26年10月1日<br>至 平成26年12月31日 |  | 平成27年2月9日<br>関東財務局長に提出。   |
| (16) 訂正発行登録書（社債）                |   |                               |  | 平成27年2月9日<br>関東財務局長に提出。   |
| (17) 訂正発行登録書（新株予約権証券）           |   |                               |  | 平成27年2月9日<br>関東財務局長に提出。   |
| (18) 発行登録書(新株予約権証券)<br>及びその添付書類 |   |                               |  | 平成27年6月26日<br>関東財務局長に提出。  |

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月24日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 ㊞

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社及び連結子会社の平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、森永乳業株式会社の平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、森永乳業株式会社が平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

平成27年6月24日

森永乳業株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大坂谷 卓 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市瀬 俊司 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている森永乳業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、森永乳業株式会社の平成27年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。